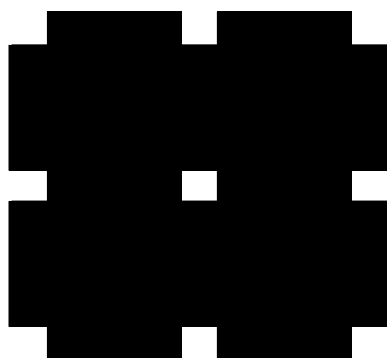


令和元年度

事業概要



岐阜市保健所食肉衛生検査所

目 次

第1章	総 説		1
	1	沿 革	1
	2	組織・機構	3
	3	職員構成	3
	4	所轄と畜場及び大規模食鳥処理場	3
	5	許可及び認定申請手数料	3
	6	検査手数料等	4
	7	検査所平面図	4
	8	主要検査機器	5
第2章	と畜検査業務		
	1	と畜検査頭数	
		(1) 年度別と畜検査頭数	7
		(2) 月別と畜検査頭数	8
		(3) と畜場外と畜頭数	8
		(4) 緊急と畜検査頭数	8
		(5) 牛産地別出荷頭数	8
		(6) と畜牛月齢	8
	2	と畜検査結果に基づく措置	
		(1) 獣畜のと畜禁止又は廃棄したものの疾病別内訳	9
		(2) 一部廃棄したものの病類別内訳	10
		(3) 過去10年間の疾病別全部廃棄の推移	12
	3	精密検査実施状況	
		(1) 精密検査件数	13
		(2) 残留抗菌性物質検査件数	13
		(3) 枝肉の微生物汚染調査件数	13
		(4) グリア繊維性酸性タンパク (GFAP) 残留量調査件数	13
第3章	食鳥検査業務		
	1	許可施設数	14
	2	食鳥検査羽数	
		(1) 年度別食鳥検査羽数推移	14
		(2) 月別食鳥検査羽数	15
	3	検査廃棄処分したものの内訳	
		(1) 食鳥検査羽数及び食鳥のとさつ、内臓摘出禁止または廃棄したものの原因	16
		(2) 月別疾病羽数・処分羽数	17
	4	精密検査実施状況	
		(1) 微生物汚染調査件数	18
		(2) 残留抗菌性物質検査件数	18
		(3) 抗菌性物質等の残留物質モニタリング検査件数と内訳	18
第4章	その他の事業		
	1	衛生講習会等の実施状況	
		(1) 衛生管理と食の安全への意識向上啓発	19
		(2) HACCPへの取り組み	19
	2	危機管理演習等の実施状況	
		(1) 高病原性鳥インフルエンザ発生時における危機管理演習	19
		(2) C S F (豚熱) 発生時における危機管理演習	19
第5章	調査研究		
	1	調査研究発表一覧	20
	2	令和元年度調査研究	
		(1) 近隣の豚コレラ発生時に起きたA農場のオキシテトラサイクリン誤使用	21
		(2) 管内と畜場でのC S F (豚熱) 対応事例について	24
第6章	付 表		
		岐阜市食肉地方卸売市場概要	63

第 1 章 総 説

1. 沿革

大正12年	3月	岐阜市上加納山にと畜場設置(市営と畜場)
昭和24年	12月	法改正により岐阜市が政令市となる と畜検査業務が、岐阜市保健所所管となる
昭和42年	11月	岐阜市茜部5635の1にと畜場を新築移転 岐阜市食肉センターと改称 岐阜市南保健所衛生課と畜検査係となる
昭和48年	1月	岐阜市食肉地方卸売市場として開設許可を受ける
昭和49年	4月	岐阜市南保健所食肉検査課となる
昭和52年	4月	町名変更により岐阜市境川5-148となる
昭和56年	2月	食肉検査室完成 鉄骨平屋建 68㎡
昭和56年	4月	機構改革により岐阜市中央保健所食肉検査課となる
昭和63年	2月	食肉検査室増改築完成 鉄筋コンクリート二階建一部鉄骨平屋建 308㎡
平成 4年	4月	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の 施行により食鳥検査業務が食肉検査課所管となる 検査一係 ・ 検査二係となる
平成 6年	4月	名称変更により岐阜市中央保健所食肉衛生検査所 となる
平成 9年	4月	機構改革により岐阜市保健所食肉衛生検査所となる と畜検査係 ・ 食鳥検査係となる
平成11年	4月	名称変更により、と畜検査係が食肉検査係となる
平成12年	4月	機構改革により岐阜市保健福祉部保健所食肉衛生 検査所となる
平成13年	10月	BSEスクリーニング全頭検査開始
平成14年	4月	BSE専用検査室完成
平成15年	4月	機構改革により岐阜市市民健康部保健所食肉衛生 検査所となる 食肉検査グループ ・ 食鳥検査グループとなる
平成17年	4月	と畜検査手数料を改定
平成20年	4月	機構改革により市民健康部が健康部となる
平成23年	4月	機構改革により食肉検査係・食鳥検査係となる
平成25年	7月	BSEスクリーニング検査対象牛が48か月齢超に 変更され、全頭検査が見直しとなる

〒500-8266

岐阜市境川5丁目148番地

電話 (058) 275-1550

FAX (058) 275-1554

アクセス方法

○鉄道利用の場合

1) 駅よりタクシー利用の場合

J R 岐阜駅、J R 新幹線岐阜羽島駅より、「岐阜市食肉地方卸売市場」へ

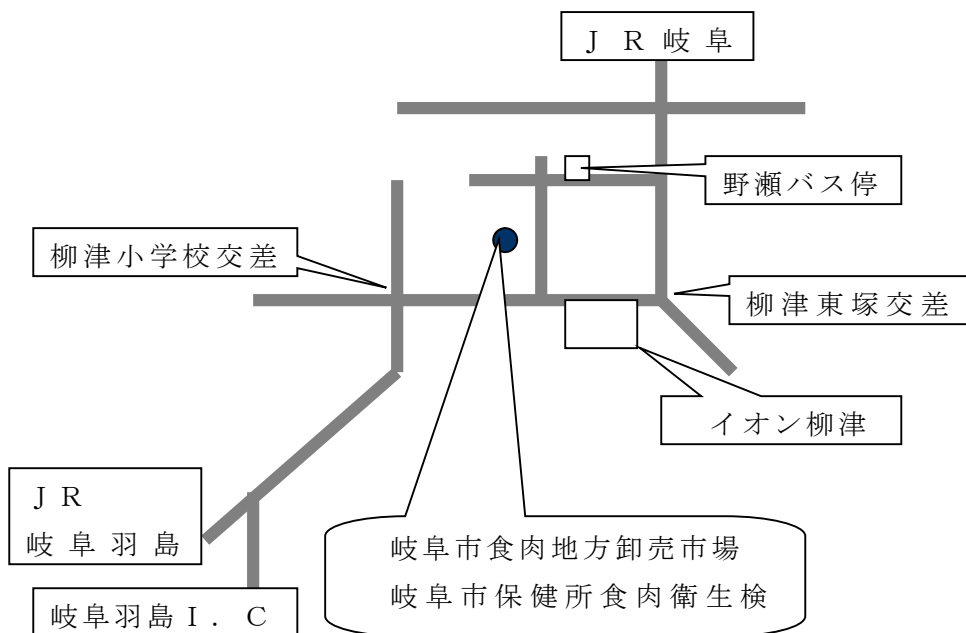
2) 駅よりバス利用の場合

J R 岐阜駅より、岐阜バス三田洞茜部線 「高桑行き」に乗車し野瀬バス停下車後

前進し最初の交差点を左折し600m南進

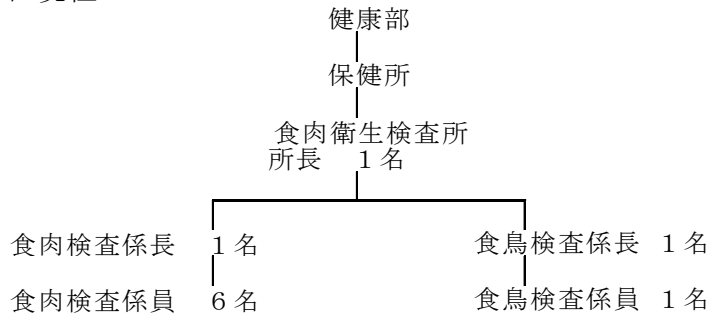
○高速道路利用の場合

名神高速岐阜羽島 I . C 出口を左折し直進後、県道151号(岐阜羽島線)に右折直進して県道1号に合流して進み柳津小学校前交差点を右折して、9番目の交差点を左折し200m直進



2. 組織・機構

令和2年4月1日現在



3. 職員構成

職名	人数
所長	1
係長	2
副主幹	3 (再任用職員1名含む)
主査	1
副主査	1
主任	1
主任技師	1 (育児休業中)
フルタイム会計年度任用職員	1
パートタイム(A)会計年度任用職員	3 (食肉検査係3名)
計	14 (育児休業中職員1名含む)

4. 所轄と畜場及び大規模食鳥処理場

令和2年4月1日現在

所轄	名称	所在地
と畜場	岐阜市食肉地方卸売市場	岐阜市境川5丁目148
食鳥処理場	株式会社ギフショク	岐阜市安食491

5. 許可及び認定申請手数料

区分	金額(円)
一般と畜場設置許可	22,000
簡易と畜場設置許可	10,000
食鳥処理事業許可	19,000
食鳥処理場の構造又は設備変更許可	10,000
確認規定認定	5,500
確認規定変更認定	2,300

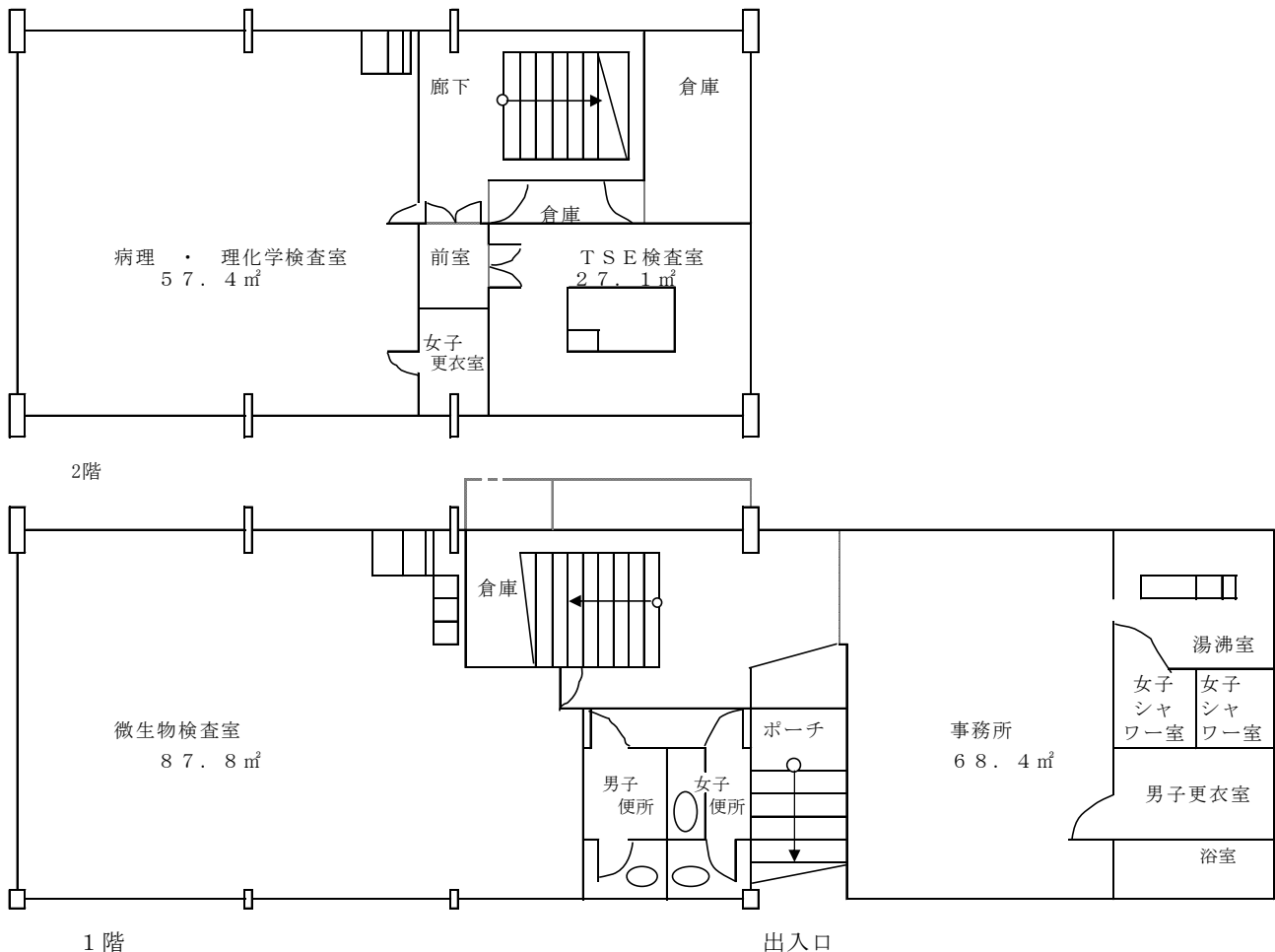
6. 検査手数料等

令和2年4月1日現在

畜種	検査手数料	と畜場使用料	とさつ解体料	備考
牛・馬	700	2,640	4,400	
豚	300	880	2,095	枝肉重量100kg以上
	300	880	1,100	
とく	300	880	1,100	
めん羊・山羊	300	880	1,100	
食鳥	3	—	—	

(1頭又は1羽につき 単位：円)

7. 検査所平面図



8. 主要検査機器

微生物関係

機器名	数量	型 式
デシケーター	2	井内 WVN他
電子上皿天秤	2	メトラー PJ-360 TANITA KD-200
超音波洗浄器	1	ヤマト IC-42
薬用冷蔵庫	6	サンヨー MPR-1011他
ディープフリーザー	1	日本フリーザー VT-208
恒温振盪水槽	1	東洋アドバンテック TS-20S
バイオクリンベンチ	1	サンヨー MCV-B161F
蛍光顕微鏡	1	オリンパス BHS-RFK-AI型
倒立顕微鏡	1	オリンパス CK2-TR
顕微鏡撮影装置一式	2	オリンパス BH-2 ニコン ECLIPSE Ci、DIGITAL SIGHT DS-L3
現像焼付装置一式	1	オリンパス
スライド投影器	1	キャビン工業オートキャビン
ストマッカー	1	グンゼマスティケーター 400D
ホモジナイザー	1	日立 HG30
フリーザー	1	サンヨー MDF-235
CO ₂ インキュベーター	1	サンヨー MCO-175
インキュベーター	2	パナソニック MIR-254S-PJ
オートクレーブ	1	ヤマト IC-102
	1	サンヨー MLS-3000
	1	サンヨー MLS-3750
乾熱滅菌器	2	ADVANTEC DRM 620TB ヤマト SG-81
恒温乾燥機	1	サンヨー MDV-102
DNA増幅装置	2	宝酒造 TP-3000 Verit TM 200
電気泳動装置一式	1	イワキ ALB-301
電気泳動撮影装置	1	フナコシ FP-6000
トランスイルミネーター	1	フナコシ LM-20-E
微量高速遠心器	1	KUBOTA 3520
製氷器	1	ホシザキ KM
デシントグラフシステム1式	1	バイオ・ラッド・ラボラトリー Gel Doc PCシステム
蒸留水製造装置	1	ADVANTEC RFD 240NA
超純水製造装置	1	ミリポア SIMSV0000
薬品保管庫	1	セーフティキャビネット SF-5BE

BSE関係

機器名	数量	型 式
電子上皿天秤	1	ザルトリウス 363-65-58-19
細胞・試料破碎装置	1	安井器械 マルチピーズショッカー
	2	フナコシ FastPrep FP120
電動連続分注器	5	エッペンドルフ マルチペットプロ、マルチペットstream、マルチペットプラス×3
恒温水槽	1	アズワン サーマルロボ TR-1A
冷却遠心機	2	クボタ 3615、エッペンドルフ Centrifuge 5417R
ボルテックス	2	VORTEX GENIE2 G560
サーモアルミバス (2槽式)	1	IWAKI DOUBLE ALUMI BATH ALB-301
	1	COOL STAT anatech モデル 5520a
マイクロプレートウォッシャー	2	バイオラッド モデル 1575
マイクロプレートリーダー	2	バイオラッド モデル 550、Thermo Multiskan FC Type357
冷凍冷蔵庫	1	SANYO MEDICOOL MPR-414FS
高圧蒸気滅菌器	1	TOMY精工 KS-323
安全キャビネット	1	HITACHI SCV

理化学関係

機器名	数量	型 式
遠心分離機	1	KOKUSAN H-103N
	1	㈱久保田製作所 テーブルトップ遠心機4000
分光光度計	1	島津 UV-120-02
アスピレーター	1	イワキ ASP-13MDA
恒温器	1	ヤマト IC-102
ロータリーエバポレーター	2	東京理化 N-1000型
電気泳動装置	1	アトー科学
高速液体クロマトグラフ	1	島津 LC-10Aシステム
	1	島津 Nexeraシステム
電子上皿天秤	1	Sartorius PRACTUM313-1SJP
	1	島津AUF220D
超音波洗浄器	1	エルテック UT-30A
ピペット用超音波洗浄器	1	島津 SUS-100PN
薬用保冷庫	3	サンヨー MPR-504他
バイオメディカルフリーザー	1	三洋電気(株) MDF-U338他
赤外線水分計	1	島津 TV-250D
全自動スーパードライシステム	2	スポットケム SP-4410
		スポットケム SP-4430
pHメーター	1	東亜DKK HM-30G
振とう器	1	ヤマト SA300
蒸留水製造装置	1	アドバンティック RFD240NC

病理関係

機器名	数量	型 式
マイクローム 一式	1	ヤマト工機 TU-213
クリオスタット	1	白井松 スターレット2122
パラフィン溶融器	1	池本理化 B1
ドラフトチャンバー	1	ヤマト FRS-120型
実体顕微鏡	1	オリンパス SZH10-131
自動包埋器	1	白井松 オーキット1400P
パラフィン伸展器	1	サクラ PS-52
フリーザー	1	三洋 MDF-330
ドライキーパー	1	島津 ED-130

第2章 と畜検査業務

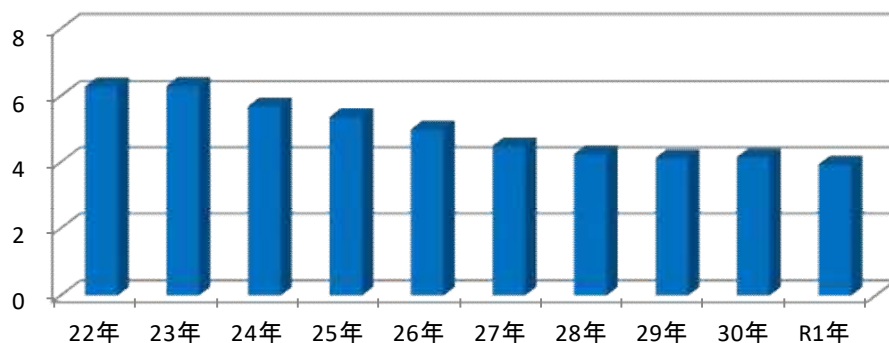
1. と畜検査頭数

(1) 年度別と畜検査頭数

年度 \ 畜種	牛	馬	豚	とく	めん羊 山 羊	総数
22年	6,290		69,647			75,937
23年	6,306	1	67,975			74,282
24年	5,702		70,467			76,169
25年	5,350		68,880	3		74,233
26年	4,980		69,302			74,282
27年	4,484		67,622			72,106
28年	4,245		68,485			72,730
29年	4,132		70,220	1		74,353
30年	4,164		67,220			71,384
R1年	3,933		21,327	2		25,262

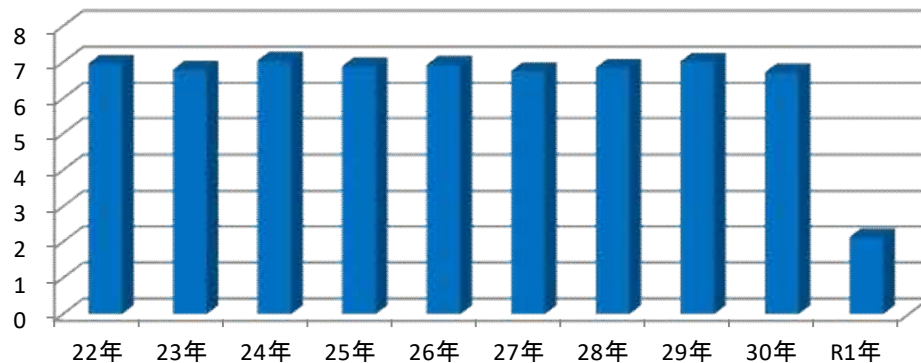
年度別検査頭数(牛)

検査頭数(×千)



年度別検査頭数(豚)

検査頭数(×万)



(2) 月別と畜検査頭数

月	畜種	黒毛和種*		交雑種		ホルスタイン種		肉専用種		牛計	とく	馬	豚	めん羊	山羊	総数
		雌	去勢	雌	去勢	雌	去勢	雌	去勢							
4		69	205	0	4	0	2	0	0	280	0	0	3,302	0	0	3,582
5		105	228	2	6	0	2	0	12	355	0	0	2,439	0	0	2,794
6		69	176	1	3	0	2	0	11	262	0	0	1,914	0	0	2,176
7		90	208	1	6	0	0	0	10	315	0	0	2,133	0	0	2,448
8		96	234	1	3	0	1	0	11	346	0	0	1,677	0	0	2,023
9		72	170	0	4	0	1	0	15	262	0	0	1,367	0	0	1,629
10		106	208	0	4	0	1	0	12	331	1	0	1,483	0	0	1,815
11		149	348	0	7	1	0	0	11	516	0	0	1,547	0	0	2,063
12		114	270	0	9	0	1	0	13	407	0	0	1,427	0	0	1,834
1		89	230	0	3	0	0	0	12	334	1	0	1,357	0	0	1,692
2		79	174	1	5	1	0	0	12	272	0	0	1,233	0	0	1,505
3		85	147	2	5	1	0	0	13	253	0	0	1,448	0	0	1,701
総数		1,123	2,598	8	59	3	10	0	132	3,933	2	0	21,327	0	0	25,262

*日本短角種含む

(3) と畜場外と殺頭数

畜種	牛	とく	馬	豚	合計
切迫と殺					
不慮の災害による負傷	0	0	0	0	0
不慮の災害で救うことのできない状態	0	0	0	0	0
難産	0	0	0	0	0
産褥麻痺	0	0	0	0	0
急性鼓脹症	0	0	0	0	0

(4) 緊急と畜検査頭数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
畜種													
牛	2	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	5
豚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 牛産地別出荷頭数

出荷県	黒毛和種*			交雑種			ホルスタイン種			肉専用種			総計
	雌	去勢	計	雌	去勢	計	雌	去勢	計	雌	去勢	計	
岐阜	1,120	2,592	3,712	8	15	23	0	1	1	0	59	59	3,795
福岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73	73	73
福井	0	0	0	0	44	44	0	0	0	0	0	0	44
静岡	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	0	7
北海道	1	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
滋賀	0	0	0	0	0	0	2	1	3	0	0	0	3
愛知	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	2
宮崎	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
岩手	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
栃木	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
宮城	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
鹿児島	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
総計	1,123	2,600	3,723	8	59	67	3	10	13	0	132	132	3,935

*日本短角種含む

(6) と畜牛月齢

月	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
30か月齢以下		227	253	180	207	228	184	240*	356	310	255*	205	176	2,821
30か月齢超 48か月齢以下		52	102	81	106	118	76	92	160	94	80	66	76	1,103
48か月齢超		1	0	1	2	0	2	0	0	3	0	1	1	11
計		280	355	262	315	346	262	332	516	407	335	272	253	3,935

*とくを計上

最高月齢	52.9	48.0	74.9	169.3	34.4	130.8	32.0	34.6	126.8	34.0	108.5	100.7
------	------	------	------	-------	------	-------	------	------	-------	------	-------	-------

2. と畜検査結果に基づく措置

(1) 獣畜のと殺禁止又は廃棄したものの疾病別内訳

畜種	牛			とく			馬			豚			めん羊			山羊			
	措置	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄
処分実頭数			6	3,108			2				70	15,509							
細菌病	炭疽			/			/					/							/
	豚丹毒	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	サルモネラ症			/			/					/				/			/
	結核病																		
	ブルセラ病						/	/	/										
	破傷風			/			/												
	放線菌症	/			/			/			/			/			/		
	その他																		
ケ ス ウ イ チ ア 病	豚コレラ	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	その他																		
原 虫 病	トキソプラズマ病			/			/					/				/			/
	その他																		
寄 生 虫 病	のう虫病																		
	ジストマ病	/		3	/			/			/			/			/		
	その他											2,037							
そ の 他 の 疾 病	膿毒症			/			/				66	/			/			/	
	敗血症		2	/			/				3	/			/			/	
	尿毒症		2	/			/					/			/			/	
	黄疸			9							1	95							
	水腫			435								492							
	腫瘍			5								2							
	中毒諸症			/			/					/			/			/	
	炎症又は炎症産物による汚染	/		9,633	/		18	/				24,352	/		/		/		
	変性又は萎縮	/		503	/			/				1,048	/		/		/		
	その他		2	1,576			3					6,929							
計		6	12,164			21				70	34,955								

(2) 一部廃棄したものの病類別内訳

病類		畜種	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
消化器系	肝 肝 蛭 症		3					
	肝 間 質 炎					1,586		
	肝 膿 瘍		100			9		
	肝 包 膜 炎		75			1,230		
	胆 管 炎		122					
	肝 炎		71	1		479		
	褪 色 肝		501	1		2,070		
	脂 肪 肝							
	肝 硬 変		8			39		
	肝 富 脈 斑		1					
	肝 出 血 斑		719					
	鬱 血 肝		4			1		
	鋸 屑 肝		347					
	胃 炎		1,215	2		439		
	小 腸 炎		1,215	2		1,684		
	大 腸 炎		1,215	2		1,684		
	腸 間 膜 脂 肪 壊 死		22					
	腸 間 膜 リンパ 乾 酪 変 性					14		
	直 腸 脱					11		
	腸 間 膜 水 腫					31		
腸 間 膜 膿 瘍		4			7			
腫 瘍								
回 虫 寄 生					451			
腸 気 泡 症								
へ ル ニ ア		1			245			
胃 潰 瘍					2,850			
鎖 肛					3			
腹 膜 炎		26			295			
直 腸 周 囲 脂 肪 壊 死		26						
呼吸循環器系	肺 炎		574	2		8,458		
	気 管 支 炎							
	腫 瘍 (呼吸器系)							
	肺 膿 瘍		33			845		
	胸 膜 炎		74			1,242		
	血 液 吸 入 肺		34			1,983		
	肺 気 腫		79			438		
	心 外 膜 炎		10			547		
	心 内 膜 炎		2			3		
	心 筋 炎		7			2		
	横 隔 膜 水 腫		9					
	横 隔 膜 膿 瘍		28			33		
	横 隔 膜 筋 肉 出 血							
	横 隔 膜 炎		1					
	縦 隔 膜 水 腫		20					
	縦 隔 膜 膿 瘍		6			2		
	縦 隔 膜 筋 肉 出 血		1					
脾 う っ 血					24			
脾 出 血 性 梗 塞					1,520			
脾 膿 瘍					3			

病類		畜種	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
泌尿生殖器系	腎	炎	6			52		
	腎	膿瘍	6			8		
	腎	嚢胞				620		
	腎	水腫				3		
	腎	脂肪壊死	270					
	腎	脂肪水腫	100					
	腎	結石	7			1		
	膀胱	炎	14					
	膀胱	結石	8			1		
	尿道	炎	8			1		
	尿道	結石	5					
	尿道	周囲炎	1					
	卵巣	嚢腫				18		
		死胎				1		
	子宮	内膜炎				114		
	子宮	蓄膿症						
		膣脱						
		腫瘍(泌尿生殖器系)	3					
	妊娠子宮				20			
	乳房炎				34			
皮膚運動器系	皮膚	炎	1			6		
	角	損傷	2					
	四肢	骨折	7			57		
	その他	骨折	1			13		
	脱臼		5			21		
	関節	炎	27	1		442		
	四肢	膿瘍	9	1		275		
	その他	膿瘍	25			1,462		
	筋肉	水腫	302			454		
	筋肉	変性	167			244		
	筋肉	出血	13	1		63		
	褥創		1			7		
	打撲	傷	740			1,753		
	咬傷					226		
	挫傷					2		
	火傷					10		
	外傷		1			14		
	脂肪	水腫	4			4		
	脂肪	変性	17			152		
	血腫					1		
メラノーマ								
腫瘍		2			2			
その他	奇形	205	2		551			
	軽度の黄疸	9			95			

(3) 過去10年間の疾病別全部廃棄の推移（と畜場法・食品衛生法による）

	疾病名	年度										合計
		H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	
牛	敗血症	1	4	1	2	3	4		4	1	2	22
	膿毒症						1				1	
	尿毒症	13	10	7	6	8	2	2	3		2	53
	高度の黄疸	2	2	1	2	6	1	1	1	1		17
	高度の水腫	2		1	1	1		1				6
	白血病	2	4	5	2	2	3		1	2	2	23
	中毒諸症											0
	炎症又は炎性産物等による汚染											0
	腫瘍			2								2
	抗菌性物質等残留											0
	合計	13	20	20	17	13	20	11	9	4	6	124
豚	敗血症	25	34	7	12	15	13	19	19	10	3	157
	膿毒症	91	91	112	89	95	78	87	100	109	66	918
	豚丹毒	1										1
	尿毒症	6	6	5	1	2	1		1			22
	高度の黄疸		1				3				1	5
	白血病				1							1
	熱性諸症											0
	抗菌性物質等残留											0
	炎症又は炎性産物等による汚染							2	4			6
	その他	4	6	6	5	11	8					40
	合計	125	89	127	138	130	108	123	103	119	70	1150

3. 精密検査実施状況

(1) 精密検査件数

畜種	項目 病類		検査頭数	精密検査内容				処分 全部廃棄数	
				細菌	病理	理化学			原虫その他
						血液検査	その他		
牛 (とくを含む)	敗血症	症状心内膜炎	2	2		1		2	
		その他							
	尿毒	症	23			23	3	2	
		疸	14			14	2		
	水腫	腫							
		病	3		3	3	1	2	
その他	の他	85			85	27			
豚	敗血症	症状心内膜炎	3		3			3	
		その他							
	尿毒	症	1			1			
		疸	5			5		1	
	膿毒	症	2			2	2	2	
		病							
	豚	丹毒							
	変性または萎縮	症							
炎	中毒								
その他	の他	9			9	9			
総計			147	2	6	143	44	0	12

(2) 残留抗菌性物質検査件数

I 病畜検査

畜種	検査頭数	検査検体数	検査検体数
牛(とくを含む)	30	60	全て陰性
豚	11	22	
合計	41	82	

II 抗菌性物質等の残留物質モニタリング検査

区分	畜種	検査項目	検査検体数	検査結果
簡易検査 (腎臓)	牛	抗菌性物質	44	1検体陽性 (肥育豚)
		肥育豚	44	
	繁殖豚	抗菌性物質	493	
		合計	581	
精密検査 (筋肉)	牛	抗菌性物質	134	全て基準値以下
		内部寄生虫剤	24	
	肥育豚	抗菌性物質	134	
		内部寄生虫剤	24	
		合計	-	

(3) 枝内の微生物汚染調査件数

畜種	検査頭数	検査検体数	検査項目							
			一般生菌数	大腸菌群数	大腸菌	腸内細菌科菌群	0-157	サルモネラ属菌	黄色ブドウ球菌	カンピロバクター属菌
牛	180	360	360	260	260	260	260	260	260	260
豚	170	360	360	280	280	280	280	280	280	280
計	350	720	720	540	540	540	540	540	540	540

(4) グリア繊維性酸性タンパク (GFAP) 残留量調査件数

検査対象	検査頭数	検査検体数
牛枝肉	48	96

第 3 章 食鳥検査業務

1. 許可施設数

令和2年4月1日現在

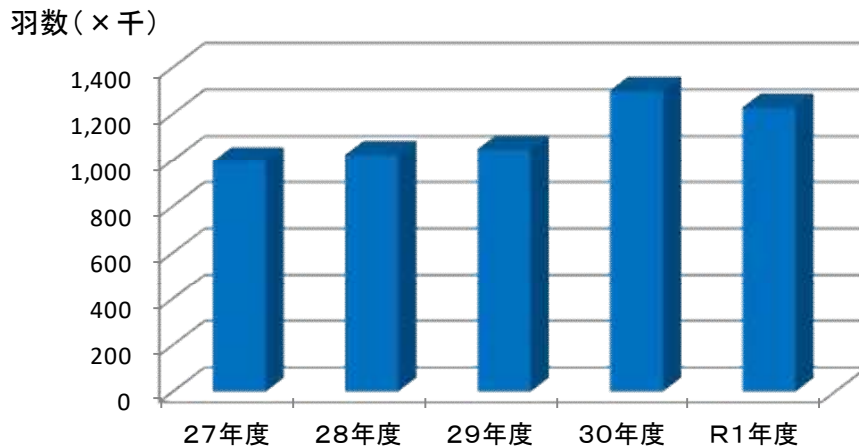
- (1) 大規模食鳥処理場 1施設
- (2) 認定小規模食鳥処理場 8施設（うち5施設休止中）

2. 食鳥検査羽数

- (1) 年度別食鳥検査羽数推移

年度	ブロイラー	成鶏	あひる/七面鳥	検査羽数
27年度	0	995,176	0	995,176
28年度	0	1,023,431	0	1,023,431
29年度	0	1,048,393	0	1,048,393
30年度	0	1,299,968	0	1,299,968
R1年度	0	1,227,976	0	1,227,976

年度別食鳥検査羽数(成鶏)

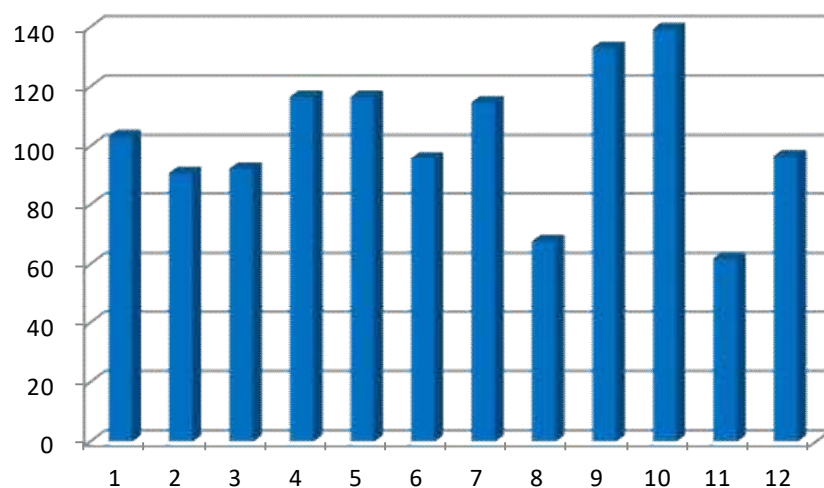


(2) 月別食鳥検査羽数

月	ブロイラー	成鶏	あひる/七面鳥	計
4月	0	103,287	0	103,287
5月	0	90,578	0	90,578
6月	0	92,060	0	92,060
7月	0	116,514	0	116,514
8月	0	116,506	0	116,506
9月	0	95,828	0	95,828
10月	0	114,681	0	114,681
11月	0	67,643	0	67,643
12月	0	133,028	0	133,028
1月	0	139,339	0	139,339
2月	0	61,921	0	61,921
3月	0	96,591	0	96,591
	0	1,227,976	0	1,227,976

月別食鳥検査羽数

羽数 (×千)



3. 検査廃棄処分したものの内訳

(1) 食鳥検査羽数及び食鳥のとさつ、内臓の摘出禁止または廃棄したものの原因

検査羽数		ブロイラー			成 鶏			あひる／七面鳥			
		0			1,227,976			0			
処分実羽数		禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	
疾病別 の 羽	ウ ィ ル ミ ス ジ ア 病	鶏痘			0	0	0				
		伝染性気管支炎			0	0	0				
		伝染性喉頭気管炎				0	0	0			
		ニューカッスル病				0	0				
		鶏白血病				0	0				
		封入体肝炎				0	0				
		マレック病				0	0				
		その他				0	0				
	細 菌 病	大腸菌症				0	0				
		伝染性コリネバ				0	0	0			
		サルモネラ症				0	0				
		ブドウ球菌症				0	0				
		その他				0	0				
	そ の 他	毒血症				0	0				
		膿毒症				0	0				
		敗血症				0	0				
		真菌症				0	0				
		原虫病				0	0	0			
		寄生虫病				0	0	0			
		変性				0	0	0			
		尿酸塩沈着症				0	0	0			
		水腫				0	0	0			
		腹水症				11,030	663				
		出血				0	0	2,463			
		炎症				1,841	312	932			
		病	萎縮				0	0	0		
	腫瘍					916	535	0			
	臓器の異常な形等					0	0	0			
	外傷					305	8	7,246			
	中毒諸症					0	0				
削瘦及び発育不良					11,835	1,110					
放血不良					423	14					
湯漬過度					45	0					
その他				0	0	0					
計		0	0	0	28,512	2,852	10,641	0	0	0	

(2) 月別疾病羽数・処分羽数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
処理羽数	103,287	90,578	92,060	116,514	116,506	95,828	114,681	67,643	133,028	139,339	61,921	96,591	1,227,976
死鳥	261	417	224	705	445	225	721	197	423	742	120	249	4,729
禁止	2,056	2,067	1,937	1,731	3,269	2,593	2,589	1,277	3,059	3,815	1,107	3,012	28,512
全部廃棄	0	83	158	187	90	75	173	157	649	775	0	505	2,852
一部廃棄	722	676	1,083	1,243	1,019	722	1,059	583	1,392	866	780	496	10,641
禁止の内訳													
著しい削瘦	0	34	55	51	42	27	64	66	301	297	0	173	1,110
腹水症	0	30	61	41	35	17	48	43	143	147	0	98	663
炎症	0	7	20	34	1	1	5	8	9	0	0	6	91
外傷	0	0	2	28	1	4	3	7	38	83	0	55	221
放血不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
黄疸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湯漬過多	0	0	2	0	0	0	0	0	1	136	0	71	210
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全部廃棄の内訳													
著しい削瘦	0	0	4	1	0	0	0	0	2	6	0	1	14
腹水症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腹膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
炎症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大腸菌症	0	12	14	32	11	25	53	33	154	103	0	98	535
サルモネラ症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブドウ球菌症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
黄疸	0	5	4	0	0	0	0	0	0	0	4	1	14
マレック病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外傷	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	5	9
放血不良	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
白血病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
DFD	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
敗血症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腫瘍	28	39	23	18	18	0	0	0	69	0	20	43	258
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一部廃棄の内訳													
変性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出血	324	283	417	154	104	104	222	160	301	161	111	122	2,463
外傷	364	360	524	1,012	769	594	766	378	887	608	655	329	7,246
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4. 精密検査実施状況

(1) 微生物汚染調査件数

検査項目	と体（肉類等）	手指、作業器具等	車両、輸送容器
一般生菌数	149	41	16
大腸菌群数	149	41	16
黄色ブドウ球菌	149	41	16
カンビ [®] ロバ [®] クター属菌	149	41	16
サルモネラ属菌	149	41	16

(検査検体数)

(2) 残留抗菌性物質検査件数(簡易検査)

検体	検査検体数	検査結果
腎臓	62	全て陰性

(3) 抗菌性物質等の残留物質モニタリング検査件数(精密検査)と内訳

検査項目名	検査検体数	検査結果
抗菌性物質	26	全て基準値以下
内部寄生虫用剤	3	

第4章 その他の事業

1 衛生講習会等の実施状況

(1) 衛生管理と食の安全への意識向上啓発

- ・ 場内衛生担当者会議（参加団体 9 団体） 5 回
- ・ 衛生管理責任者・作業衛生責任者養成講習会の開催 24時間／9日間

(2) HACCPへの取り組み

食鳥処理業者によるHACCPチーム会議に3回出席し、岐阜市HACCP導入施設認定制度、HACCP導入に向けての記録の習慣づけ、衛生標準作業手順書作成について助言指導を行った。

岐阜市食肉地方卸売市場において開催されたHACCPチーム会議に4回出席し、作業工程図の検討・危機要因の分析等について助言指導を行った。

2 危機管理演習等の実施状況

(1) 高病原性鳥インフルエンザ発生時における危機管理演習

高病原性鳥インフルエンザ発生時に迅速、且つ適切な対応が可能となるよう、食鳥処理業者とともに「食肉衛生検査所高病原性鳥インフルエンザ発生時マニュアル」及び「HPAI発生時防疫マニュアル」を確認し、改正の必要等の有無について検討した。

(2) CSF（豚熱）発生時における危機管理演習

CSFの発生事例を受け、食肉市場をはじめとすると畜場関係者とともに、CSF発生時における初動机上演習及び消毒実地演習を実施した。

第 5 章 調査研究

1. 調査研究発表一覧

年	月	発表演題	発表場所
14	2	プロイラー肝臓の細菌汚染対策について	平成13年度厚生労働省食鳥衛生検査技術研修会
14	11	豚の飼養管理とサルモネラ属菌保有状況との関係	第13回全食協東海北陸ブロック研修会
15	2	ELISAを用いた抗生物質検査法について	平成14年度岐阜県食肉衛生検査技術研修会
15	2	食鳥由来 <i>Salmonella Infantis</i> のRAPDを用いた解析	平成14年度岐阜県食肉衛生検査技術研修会
15	2	食鳥処理場における微生物汚染調査と衛生指導について	平成14年度岐阜県食肉衛生検査技術研修会
15	2	豚丹毒抗体調査とPCRを用いた迅速診断	平成14年度岐阜県食肉衛生検査技術研修会
15	10	豚枝肉の微生物汚染状況について	第14回全食協東海北陸ブロック研修会
16	2	豚枝肉の微生物汚染原因についての一考察	平成15年度岐阜県食肉衛生検査技術研修会
16	2	食鳥処理場における食鳥と体および食鳥肉の微生物汚染状況	平成15年度岐阜県食肉衛生検査技術研修会
16	11	Haccpper水を用いた微生物汚染軽減の検討	第15回全食協東海北陸ブロック研修会
16	2	食鳥処理場における衛生指導	平成16年度岐阜県食肉衛生検査技術研修会
17	9	BSEスクリーニング検査陽性時の場内衛生対策演習について	第16回全食協東海北陸ブロック研修会
18	1	牛と畜時における、と体不動化装置を用いたピッシング廃止の取組について	平成17年度食肉衛生技術研修会
19	1	と畜場における、カンピロバクター属菌の汚染実態調査	平成18年度食肉衛生技術研修会
19	11	フルベンダゾール試験法アルミナ酸性カラム精製時におけるsoak法の検討	第18回全食協東海北陸ブロック研修会
20	2	プロイラー肝臓の次亜塩素酸ナトリウムによる細菌汚染振盪効果について	平成19年度岐阜県食肉衛生検査技術研修会
20	10	QuEChERS法(クェッチャーズ法)を応用した豚肉中のスルファジミジンの迅速分析法の確立	第26回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会研修会
20	11	炭疽の発生を想定した演習の実施について	第19回全食協東海北陸ブロック研修会
20	11	豚枝肉の汚染状況の把握と衛生確保に向けての取り組み	第19回全食協東海北陸ブロック研修会
21	2	名古屋コーチンのサルモネラ、カンピロバクター保菌状況調査	平成20年度岐阜県食肉衛生検査技術研修会
21	10	岐阜市食肉地方卸売市場における豚丹毒の発生状況とその分離菌株について	第20回全食協東海北陸ブロック研修会
22	2	食鳥処理場へ搬入された鶏のサルモネラ、カンピロバクター保菌状況調査	平成21年度岐阜県食肉衛生検査技術研修会
22	10	弱酸性次亜塩素水を用いた枝肉微生物汚染制御(報告)と今後の応用に関する検討	第21回全食協東海北陸ブロック研修会
23	2	成鶏から分離されたカンピロバクターのニューキノロン系薬剤耐性	平成22年度岐阜県食肉衛生検査技術研修会
24	1	SOPの映像化による、残留動物用医薬品検査法の伝達	平成23年度岐阜県食肉衛生検査技術研修会
24	10	口蹄疫の発生を想定した演習実施について	第23回全食協東海北陸ブロック研修会
26	1	管内食鳥処理場の衛生管理向上への取り組み	平成25年度岐阜県食肉衛生検査技術研修会
26	10	豚枝肉の細菌数軽減に向けた洗浄方法の検討	第25回全食協東海北陸ブロック研修会
27	10	牛の多発性筋肉出血(スポット)発生に関する調査	第26回全食協東海北陸ブロック研修会
28	10	食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ防疫体制構築に向けた取り組み	第27回全食協東海北陸ブロック研修会
R1	10	近隣の豚コレラ発生時に起きたA農場のオキシテトラサイクリン誤使用	第37回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会研修会
R2	2	管内と畜場でのCSF(豚熱)対応事例について	令和元年度神奈川県食肉衛生技術研修会

2 令和元年度調査研究

(1) 近隣の豚コレラ発生時に起きたA農場のオキシテトラサイクリン誤使用

岐阜市食肉衛生検査所 ○野口りか 藤平眞 西部尚史
大野眞史

はじめに

平成30年9月9日、岐阜市内の養豚場において、国内では平成4年以来26年ぶりとなる豚コレラが発生した。

豚コレラは、豚やいのししが感染し、強い伝染力と高い致死率が特徴であり、日本では家畜伝染病予防法の中で、家畜伝染病に指定されており、防疫措置が講じられてきたが、野生いのししと豚への感染はなおも拡大を続け、令和元年8月17日には、岐阜県内で20例目（国内38例目）の発生を確認するなど終息の見えない事態となっている。

このような中、令和元年6月4日に岐阜市食肉地方卸売市場に搬入されたA農場肥育豚にモニタリング検査を実施したところ、基準値以内のオキシテトラサイクリン（以下、「OTC」）が検出された。このことについて、管轄の家畜保健衛生所が調査したところ、飼養者が豚コレラ感染防止のために、OTCを誤使用していたことが判明し、当所の重点的な収去検査と家畜保健衛生所の指導により、適切な飼養管理に改善されたので報告する。

材料及び方法

1 材料

検体は、豚の収去検体である腎臓2検体、筋肉2検体を用いた。

標準品は、OTC塩酸塩標準品、クロルテトラサイクリン（以下、「CTC」）塩酸塩標準品、テトラサイクリン以下、「TC」）塩酸塩標準品（全て高速液体クロマトグラフ（以下、「HPLC」用））を用い、それぞれ10.0 mg量り採り、10 mLのメタノールで溶解して標準原液（1,000 ppm）とし、1.36 %リン酸一カリウムで適宜希釈して0.1 ppm、0.5 ppm、1.0 ppm、2.0 ppmの4点検量線とした（図2）。試薬は、メタノール（HPLC用）、エチレンジアミン四酢酸（以下、「EDTA」）二ナトリウム（試験研究用）、酢酸（精密分析用）、n-ヘキサン、硫酸ナトリウム、クエン酸一水和物、リン酸二ナトリウム（試薬特級）、イミダゾール、リン酸一カリウム、酢酸マグネシウム四水和物（特級）、EDTA二ナトリウムの（株）同仁化学研究所製の他は、全て富士フィルム和光純薬（株）製を用いた。スチレンジビニルベンゼン共重合体ミニカラムは、日本ウォーターズ（株）製 Sep-Pak PS-2（265 mg）、前処理フィルターは、メルクミリポア（株）製 SLLGH13NL（0.20 μm）を使用した。

2 方法及び HPLC 測定条件

“畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法（通知法）”に基づき、スクリーニング検査を実施し、

Bacillus cereus 混合平板培地に 18 mm の阻止円を確認した。その後、“畜水産物中のオキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン試験法（個別試験法 通知法）”を一部改良した方法により定量した。検体を 5.00 g 量り採り、EDTA 含有クエン酸緩衝液 30 mL 加えて 1 分間ホモジナイズした後、遠心分離（3,000 rpm/10 min）し、水層を 100 mL 容器にとり、残留物に再度 EDTA 含有クエン酸緩衝液 20 mL 加えて 1 分間振とう後、先と同様に得られた水層と合わせたものに、n-ヘキサン 20 mL を加えて 5 分間振とう後、遠心分離（3,000 rpm/10 min）して、分取した水層を抽出液とした。メタノール 10 mL、蒸留水 10 mL、飽和

EDTA 二ナトリウム溶液 5 mL でコンディショニングしたスチレンジビニルベンゼン共重合体ミニカラ

ム（265 mg）に抽出液を負荷、蒸留水 10 mL で洗浄後、メタノール 10 mL で溶出して精製し、40 °C 以下で濃縮乾固、残留物に 1.36 % リン酸一カリウム溶液 1.0 mL を加えて溶かし、これを試験溶液として HPLC で測定した。なお、検査方法を図 1、HPLC 測定条件を表 1 に示した。

成 績

TC 系抗生物質のうち、OTC、CTC、TC の 3 項目について一斉分析を実施した結果、腎臓で 0.651 ppm、筋肉で 0.089 ppm の OTC を検出した。それぞれ、基準値は 1.0 ppm 以下、0.2 ppm 以下であり、基準値以下であった（図 3、図 4、図 5）。これにより、被収去者（および荷受け業者）へ検査成績書を発行し、結果についての詳細を説明した。また、OTC は、養豚農家では肺炎等の治療目的でごく一般的に使用されており、注射や飼料添加による経口で投与されるが、当該豚のような肥育後期に投与されることはまれであり、誤った認識で使用されている可能性もあったことから、当該農家を管轄する家畜保健衛生所へ情報提供した。そ

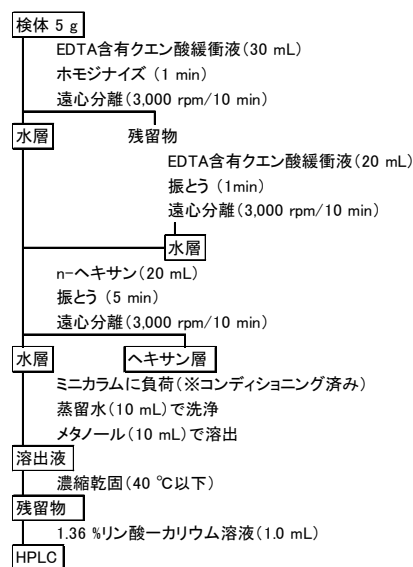


図 1 検査法

表 1 HPLC 測定条件

HPLC測定条件	
装置	島津製作所製液体クロマトグラフNexeraシステム
検出器	蛍光検出器(RF-20A)
測定波長	励起波長: 380 nm 測定波長: 520 nm
分析カラム	Kinete x 2.6 μm C18 100A(4.6 mm i.d. × 75 mm 2.6 μm) Phenomenex(株)製
カラム温度	40 °C
移動相	1 mol/Lイミダゾール緩衝液:メタノール(85:15) isocratic
流速	1.4 mL/min
注入量	10 μL

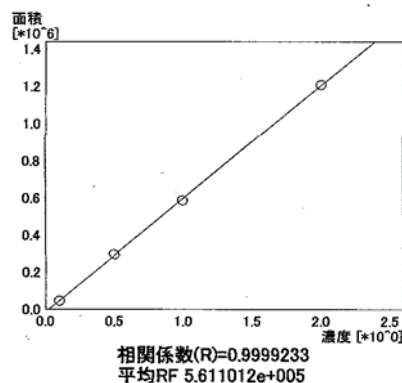


図 2 OTC 検量線

の後、家畜保健衛生所の調査により、当該農家は、OTCには豚コレラウイルスへの消毒効果があると思込み、肥育豚の飲用水に飼料添加用 OTC を添加していたことが判明した。その後、家畜保健衛生所が消毒方法を含めた飼養管理の指導を行い、当所による収去検査を強化したことにより、再発は未然に防止された。

考 察

今回の事例は、当該農家の近隣で、野生いのししと養豚の豚コレラ感染が相次ぎ、半ばパニック状態の中で発生した。このような異常事態時には、普段は発生しないような異常事案が発生し易く、農家の思い込みによって、OTC が誤った認識で使用され、出荷後の肥育豚に残留したものと考えられる。本事例では、速やかな対応により大きな問題にはならなかったが、農家が OTC の量を把握することなく添加していた

ことから、もし対応が遅れた場合、そのまま添加し続け、残留量が基準値を超えて、廃棄命令など食品衛生法上の行政処分となった可能性もあったと考えられる。

まとめ

今回のような異常事態時には、あらゆる異常事案が発生し易い状況であり、収去検査を強化したことで当該農家による再発を未然に防止することができた。令和元年 12 月 27 日以降、国が薬剤耐性対策の一環として、TC 系抗生物質の飼料添加物としての使用を禁止することもあり、今後はさらに家畜保健衛生所との連携を密にし、協力体制を強化することで、再発を防止し、迅速かつ適切な対応が可能になるものと考えられた。

引用文献

- [1] 「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」
(平成 17 年 11 月 29 日付食安発第 1129002 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
- [2] 「食品衛生検査指針 動物用医薬品・資料添加物編」(厚生労働省監修)
- [3] 「動物用医薬品の使用の規制に関する省令」(昭和 55 年 9 月 30 日農林水産省令第 42 号、最終改正平成 25 年 2 月 6 日)
- [4] 「食品、添加物等の規格基準」(昭和 34 年厚生省告示第 370 号、最終改正平成 27 年 6 月 2 日)

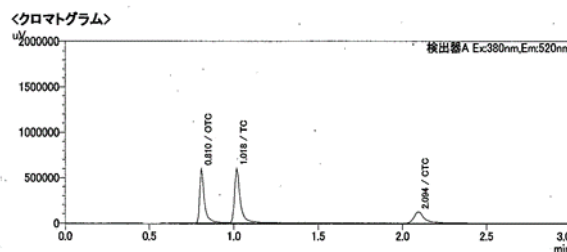


図 3 標準品 (1 ppm)

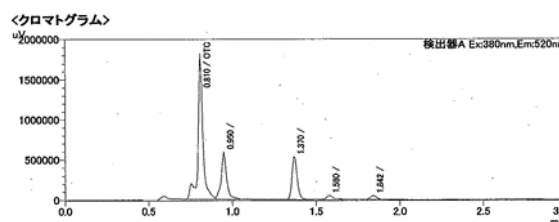


図 4 腎臓 クロマトグラフ

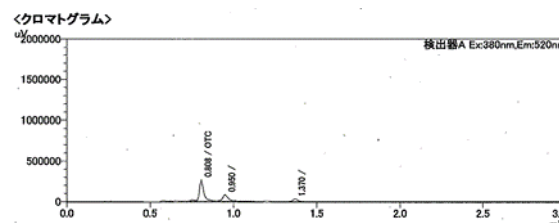


図 5 筋肉 クロマトグラフ

(2) 管内と畜場でのCSF（豚熱）対応事例について

管内と畜場でのCSF（豚熱）
対応事例について

岐阜市健康部
保健所食肉衛生検査所
大野 真史

岐阜県内の食肉衛生検査所の概要



県内 と畜場の現況と検査機関

区分 と畜場名	設置主体 (許可年月日)	施設		検査機関
		解体処理能力 頭/日	汚水処理能力 t/日	
● 養老町立食肉事業センター	養老町 (S55.11.21)	大 70 中 290 (鉄筋コンクリート)	900 (活性汚泥)	岐阜県中央食肉衛生検査所
● 関市食肉事業センター	関市 (S52.4.11)	大 20 中 100 (鉄筋コンクリート)	250 (活性汚泥)	
● 飛騨食肉センター	飛騨ミート農業協同組合連合会 (H14.2.15)	大 70 (鉄筋コンクリート)	210 (活性汚泥)	岐阜県飛騨食肉衛生検査所
● 岐阜市食肉地方卸売市場	岐阜市 (S.42.12.1)	大 75 中 600 (鉄筋コンクリート)	1,500 (活性汚泥)	岐阜市保健所食肉衛生検査所

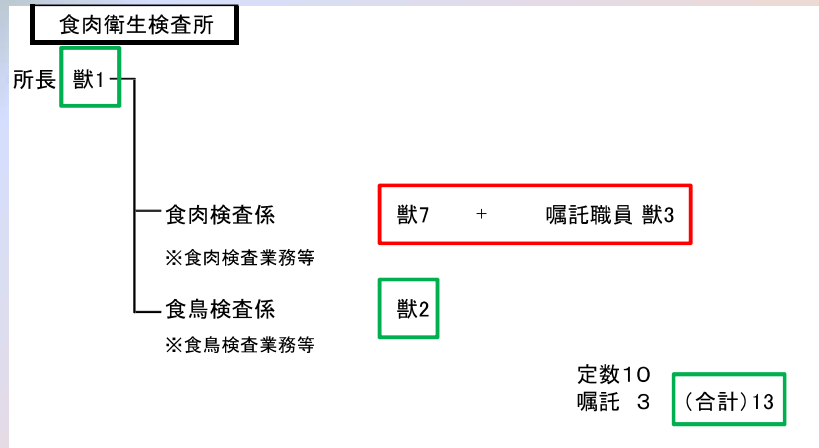
県内と畜場の概要

区分 と畜場名	設置主体	検査頭数(平成30年度)	検査機関
● 養老町立食肉事業センター	養老町	牛 6,739 豚 23,391	岐阜県中央食肉衛生検査所
● 関市食肉事業センター	関市	牛 0 豚 23,781	同上
● 飛騨食肉センター	飛騨ミート農業協 同組合連合会	牛 5,998 豚 0	岐阜県飛騨食肉衛生検査所
● 岐阜市食肉地方卸売市場	岐阜市	牛 4,164 豚 67,220	岐阜市食肉衛生検査所

* 検査頭数は牛、豚のみ掲載

岐阜市食肉衛生検査所の概要

組織構成



検査等対象施設

<食肉検査係>

・岐阜市食肉地方卸売市場

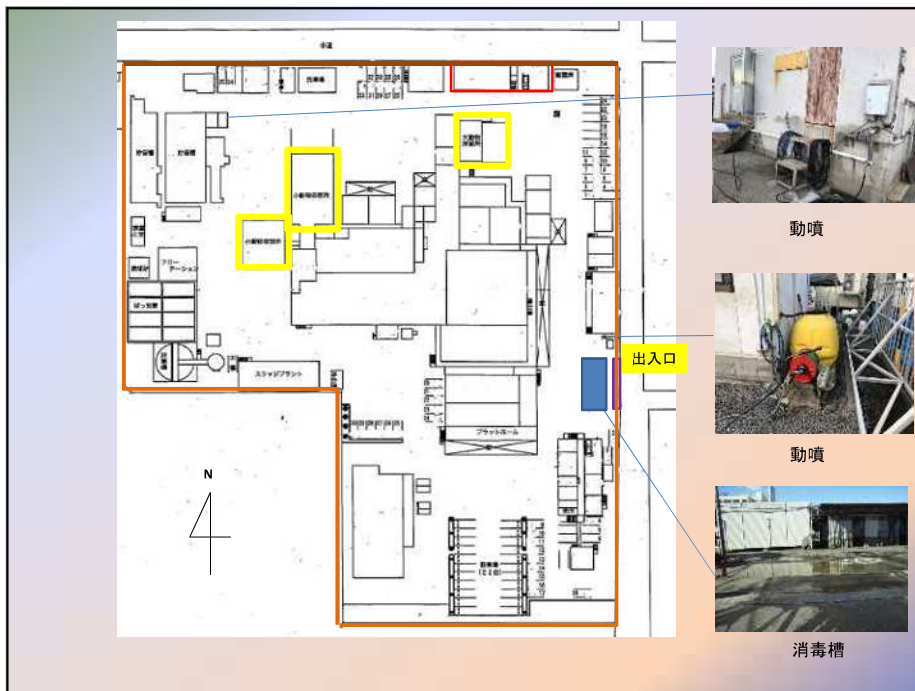
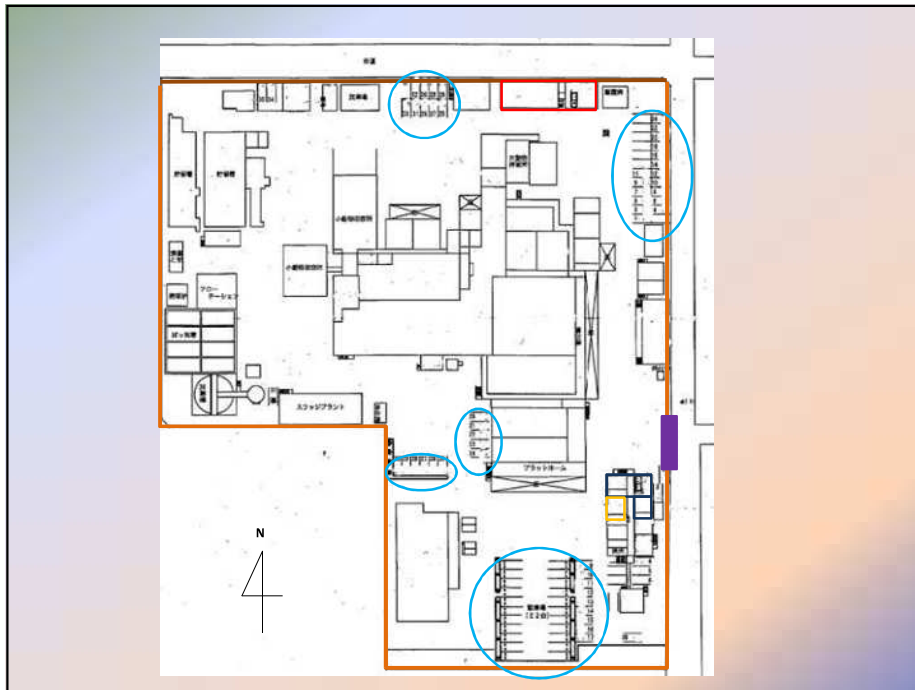
<食鳥検査係>

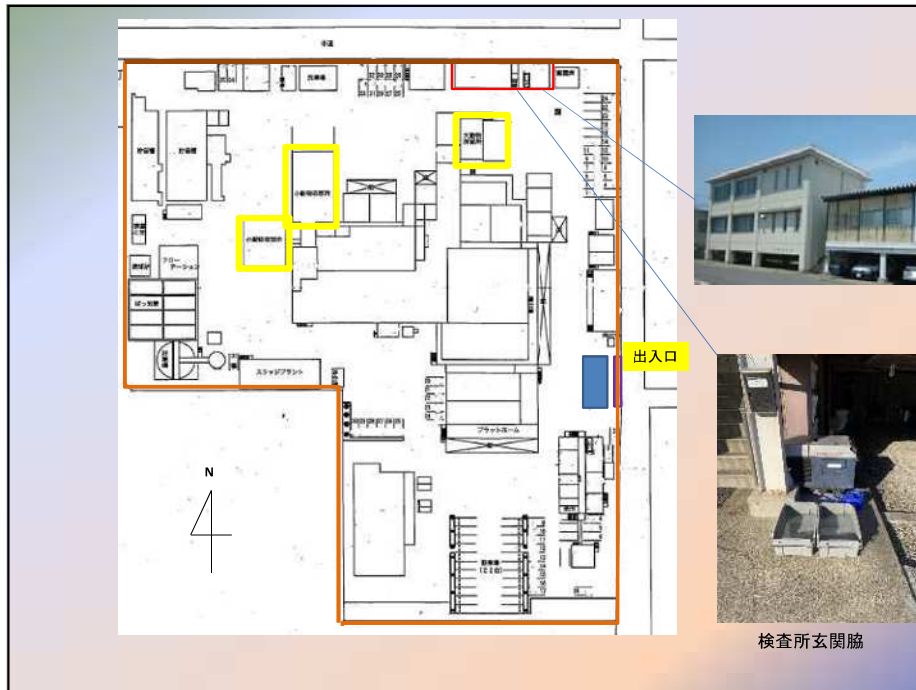
・大規模食鳥処理場 (廃鶏 : 年間処理 約100万羽)

・認定小規模食鳥処理場 8か所 (うち4カ所は休止)

岐阜市食肉地方卸売市場の 施設概要







豚搬入車の搬入・退出時の消毒





牛搬入車の搬入・退出時の消毒



CSFについて

豚熱(CSFについて)

1. 原因(病原体)
病原体豚コレラウイルス(フラビウイルス科ペスチウイルス属)
エンベロープあり
2. 感受性動物
豚、いのしし(ミニブタ、いのぶた)
強い伝染力と高い致死率が特徴
3. 人体への影響など(農水省HPより)
豚やイノシシの病気であって、人に感染することはなく、また、感染した豚の肉が市場に出回ることもありません。
仮にCSFに感染した豚の肉や内臓を食べても人体に影響はありません。
今回使用するCSFワクチンを接種した豚の肉を食べても、人の健康に影響はありません。

岐阜県のHPではミニブタ、いのぶたの飼養者へも注意喚起

どのような症状からCSFを疑うか

- 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑
- 40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退
- 便秘、下痢
- 結膜炎
- 歩行困難、後躯麻痺、けいれん
- 削瘦、被毛粗剛、発育不良
- 流死産等の異常産の発生
- 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑
天然孔からの出血、血便

症状は群単位で観察されたものであり、すべての個体にみられるわけではないため、**診断には群単位で診ることが大事。**



国内の発生状況

- 明治21年 北海道で国内初の発生
- 直近では、平成4年に熊本県で発生
- 平成8年より段階的にワクチンを使用しない防疫対策による正常化を進める
- 平成19年に国内の「清浄化」を達成
- H30年9月9日 岐阜市の養豚場で豚熱発生
(国内での感染確認は、1992年以来26年ぶり)
- 令和2年1月8日、沖縄県で発生。沖縄県では33年ぶり。

【豚】(令和2年1月20日現在)

- 1府9県で55事例の発生(県内で22事例
市内では2事例)
- 岐阜県内で約7万頭、岐阜市内で600頭が
殺処分
- 令和元年10月25日からワクチン接種開始

【イノシシ】(令和2年1月20日現在)

- 12県で発生
- 平成31年3月25日から野生イノシシへの経口
ワクチンの散布開始 (岐阜県内12市町167か所6,880個)
- 県内で1,160頭感染確認(令和2年1月31日現在)

岐阜県以外での都道府県別発生(飼育豚での初発)

- 【H31年2月6日】 **愛知県1例目**(豊田市)
 - ・発生農場の出荷先(岐阜、**長野**、滋賀、大阪の4府県)に拡大
 - ・田原市(同じく子豚の出荷先)でも感染確認
 - ・長野県の農場は、この間松本の食肉処理場へ搬出
 - ・岐阜県の農場は、この間養老町の食肉事業センターへ搬出(2月1日に40頭)。3日に農場へ入荷した豚の検査→10頭以上陽性確認
- 【7月24日】 **三重県1例目**(いなべ市)
- 【7月29日】 **福井県1例目**(越前市)
- 【9月13日】 **埼玉県1例目**(秩父市)
 - ・当該農場から山梨食肉流通センターへ12日出荷
 - ・13日の食肉検査で異常察知。県で検査し陽性→国が検査し確定→埼玉県へ報告→農場調査し陽性確認
- 【9月14日】 **長野県1例目**(塩尻市: 県畜産試験場)
- 【R2月8日】 **沖縄県1例目**(うるま市)

出荷先で感染確認された大阪・滋賀・山梨(食肉処理場)含めると10府県。

当と畜場へ出荷している発生農場

2月6日愛知県1例目
(豊田市)

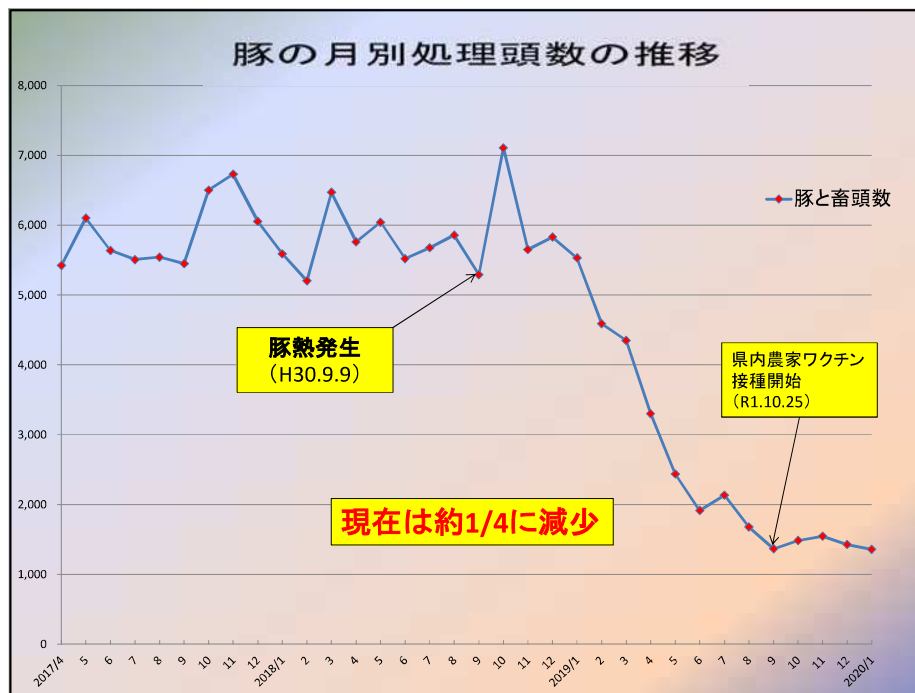
	農家	市町村	国内(例目)	県内(例目)	発生		殺処分数
1	A	岐阜市	1		平成30年9月9日	日	546
2	畜産センター公園	岐阜市	2		平成30年11月16日	金	21
3	畜産研究所	美濃加茂市	3		平成30年12月5日	水	503
4	B	関市	6		平成30年12月25日	火	8,083
5	C	各務原市	7		平成31年1月29日	火	1,759
6	D	瑞浪市	10	8	平成31年2月19日	火	5,765
7	E	山県市	11	9	平成31年3月7日	木	1,503
8	F	山県市	12	12	平成31年3月23日	土	3,637
9	G	恵那市	20	13	平成31年4月17日	水	9,897
10	H	山県市	24	14	令和1年5月25日	土	2,040
11	I	山県市	25	15	令和1年6月5日	水	7,415
12	J	恵那市	33	19	令和1年7月27日	土	1,007
13	K	揖斐川町	38	20	令和1年8月17日	土	3,610

7月24日三重県1例目(いなべ市)
7月29日福井県1例目(越前市)

年度別・月別と畜検査頭数

豚

	28年度	29年度	30年度	元年度
4月	5,659	5,422	5,762	3,302
5月	5,536	6,103	6,044	2,439
6月	5,480	5,639	5,521	1,914
7月	4,983	5,508	5,676	2,133
8月	5,454	5,544	5,858	1,677
9月	6,116	5,451	5,293	1,367
10月	6,215	6,503	7,109	1,483
11月	6,003	6,730	5,653	1,547
12月	6,020	6,054	5,831	1,427
1月	5,999	5,592	5,533	
2月	5,326	5,203	4,589	
3月	5,694	6,471	4,351	
計	68,485	70,220	67,220	17,289
対前年比	101.3%	102.5%	95.7%	

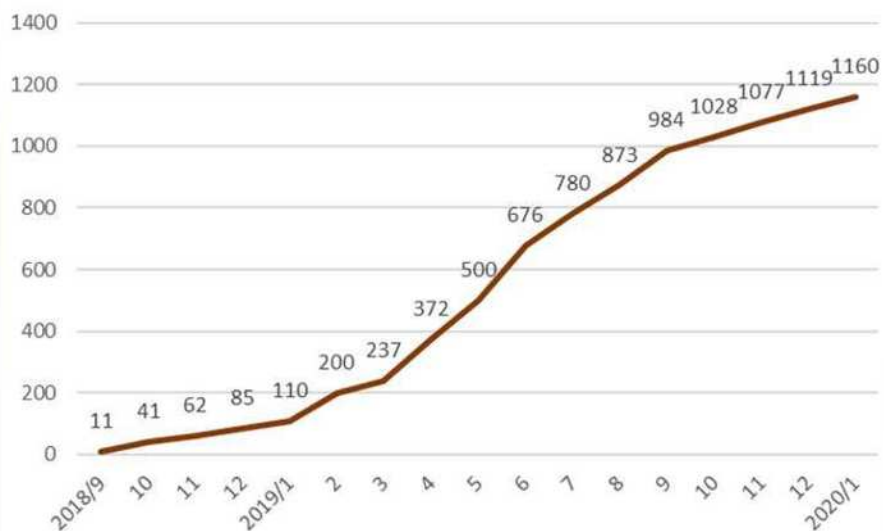


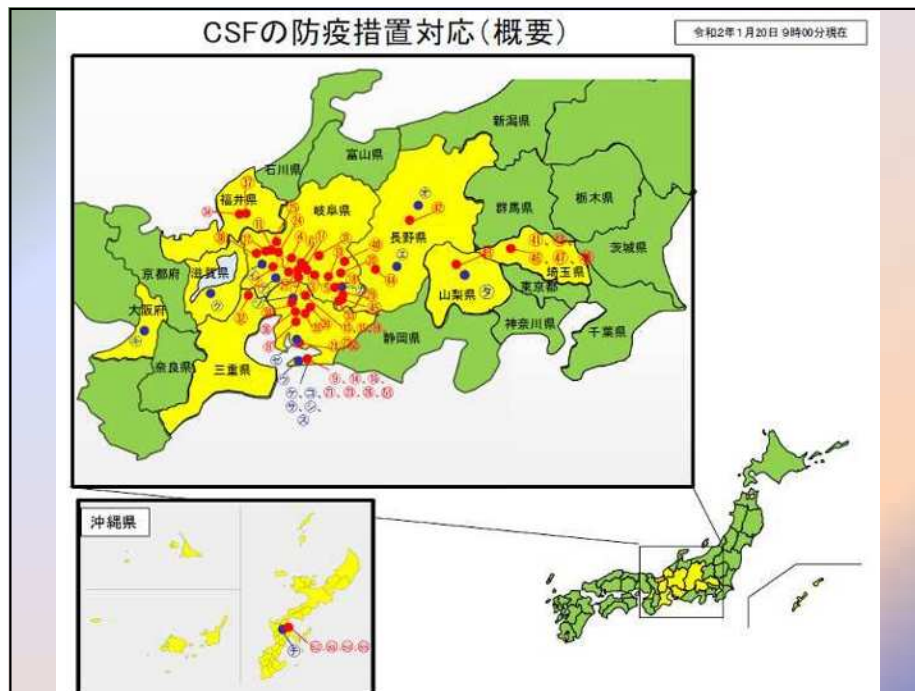
と畜頭数が減ったことにより

《市場としては》

- ・牛は発生以前とあまり変化なし(消毒等追加)
- ・豚は、出荷頭数が約7割減
月曜から金曜まで毎日豚のセリが
→令和元年6月から水曜日の豚と畜なしへ
- ・場内の消毒(家保への報告)

県内イノシシ陽性延べ頭数





拡散速度の異常な速さ

過去のドイツで発生した感染例では、一日平均68メートル

埼玉県での発生前までは、一日330メートルとすると、
令和2年2月ごろに関東地方に到達と予測されていたが

令和元年9月に埼玉県で発生！！

異常な拡散速度

CSF発生

CSFの防疫措置対応(概要)

令和2年1月20日 9時00分現在

事例数: 59事例 (防疫措置対象: 94農場、4と畜場、1022頭)			農場水産等 対策本部	防疫対応状況(予定は最終の場合)			
発生場所	発生日	飼養頭数 ^(種別) <small>※飼養頭数(1日あたり)の総数</small>		措置完了日 ^(種別)		撤出制限区域 解除	移動制限区域 解除
				開始	完了		
① 第一農場 (岐阜県岐阜市)	2018年 9月9日	540頭	9月9日	9月9日 8時00分	9月11日 14時00分	9月29日〇時解除	10月10日〇時解除
② 善光センター公園 (岐阜県岐阜市)	2018年 11月16日	21頭	-	11月16日 18時00分	11月16日 15時00分	12月4日〇時解除	12月15日〇時解除
③ 馬車研実所 (岐阜県美濃加茂市)	2018年 12月5日	503頭	12月5日	12月5日 5時30分	12月7日 15時32分	12月25日〇時解除	1月6日〇時解除
④ いのしし飼養施設 (岐阜県関市)	2018年 12月10日	21頭(いのしし)	-	12月10日 11時30分	12月11日 15時56分	12月29日〇時解除	1月9日〇時解除
⑤ 農学大宇治 (岐阜県可児市)	2018年 12月15日	10頭	-	12月15日 20時30分	12月18日 15時35分	1月9日〇時解除	1月14日〇時解除
⑥ 第一農場 (岐阜県関市)	2018年 12月25日	8,082頭	-	12月28日 7時30分	12月28日 8時10分	1月16日〇時解除	1月26日〇時解除
⑦ 第一農場 (岐阜県各務原市)	2019年 1月29日	1,600頭	-	1月29日 9時00分	1月31日 7時00分	2月18日〇時解除	3月1日〇時解除
	と畜場(ウ)	(閉鎖と畜場)		1月29日 17時45分	1月31日 7時00分	-	-
	駒沢中央農場(ウ) (岐阜県本巣市)	(閉鎖農場)		1月30日 13時30分	2月1日 6時00分	-	-
⑧ 第一農場 (岐阜県岐阜市)	2019年 2月6日	5,620頭	2月6日	2月6日 午無	2月12日 8時30分	3月2日〇時解除	3月13日〇時解除
	新沼青森場(ウ) (岐阜県岐阜市)	(閉鎖農場)		2月6日 13時00分	2月10日 2時00分	-	-
	新沼青森場(ウ) (岐阜県岐阜市)	(閉鎖農場)		2月6日 13時00分	2月8日 17時30分	-	-
	と畜場(ウ) (岐阜県岐阜市)	(閉鎖と畜場)		2月6日 11時00分	2月8日 17時30分	-	-
	第一農場(ウ) (岐阜県岐阜市)	(閉鎖農場)		2月6日 8時00分	2月8日 17時00分	-	-
⑧ 新沼青森場(ウ) (大垣府東大垣市)	(閉鎖農場)	737頭	-	2月6日 9時30分	2月13日 17時30分	-	-
	新沼青森場(ウ) (岐阜県江川橋市)	(閉鎖農場)		899頭	2月6日 10時30分	2月8日 17時45分	-

① 1例目:岐阜市の豚一貫農場

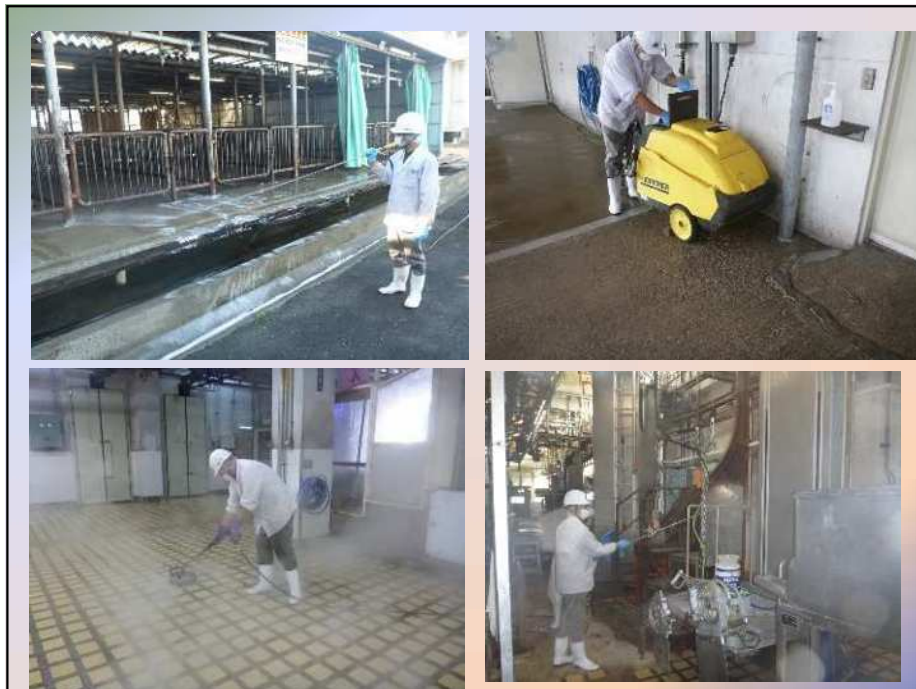
- ・発生日 平成30年9月9日（日曜日）
- ・当市場への出荷状況：平成30年度の出荷無し
（関市のと畜場へ出荷）
- ・市場閉鎖期間：無し
（念のため、9日の午前に市場内の消毒を実施）
- ・国,県へのデータ提供：無し

時系列

【平成30年9月9日(日)】

- ・AM7:00 保健所長から検査所長へTEL。
市内養豚農家で**CSFが発生**、
岐阜市食肉地方卸売市場への対応指示有り。主幹2名、
係長へ出勤指示。
- ・AM7:30 **検査所長が食肉検査所へ出勤**。荷受け機関の畜産
公社営業部長へ電話:公社としての対応検討を依頼
- ・AM8:10 市場長(対策本部へ出務中)へTEL。市場への対応を
協議し豚の係留所、と殺解体ラインの消毒を実施する
ことを合意。
- ・AM8:15 **市場職員へ消毒実施への協力を依頼**。正門の車両
消毒装置(噴霧器)の点検確認

- AM8:15 **公社職員と対応を協議**(市場)
 - * 豚の係留所、と殺解体ライン、豚枝肉懸肉室、内臓処理室(内臓処理業者)の消毒を決定
 - * 豚の係留所については搬入前に消毒終了(AM8:50)
 - * AM11:00 すべての消毒作業終了
- AM9:00 県はと畜場の消毒を実施するとの情報入手。
岐阜市は、既に消毒作業を開始しており、午前中には終了予定。
- AM10:00 保健所長、次長へ、現在、消毒を実施中であり、午前中には終了することを報告。
- AM11:00 市場長と対応の確認(公社同席)
消毒場所の確認
来場者(農家、買参者等)への注意喚起





市場の対応

- 9日午前中に**豚房その周辺、搬入車両洗車場、内臓処理施設及びと畜解体ラインの消毒**、食肉市場入退場者への**注意喚起**の張り紙の実施。
- 中央家畜保健所へ確認し、食肉市場への入退場消毒槽の管理（毎日）、豚係留所及び搬入車両洗車場の**消毒（週1度、金曜日午後）**を実施。
- **いのしし対策**は、食肉市場の外周フェンスに異常がないことを確認。車両入退場用の門扉について、業務終了後、**場内巡回**（19時頃、21時頃）を行うとともに21時に**閉門**、4時30分頃（場内巡回とともに）**開門**している。

この事案が発生したことによる岐阜市食肉市場の影響は？

- 当該農場からは**平成29年12月の入荷が最後**であり、岐阜市食肉市場はと畜業務ができた。(CSF発生農場から出荷された豚を受け入れていたのは関市食肉センター食肉市場)
- 「**監視対象農場の衛生監視プログラム**」の策定(平成30年9月17日国の承認)により、**清浄性を確認した豚のと畜**(9月18日、県と協議)を行った。
- 岐阜市食肉市場に豚を出荷している**農家の一部が出荷の自粛**をされたため、**豚の入荷がその分減少**した。





② 2例目：岐阜市畜産センター公園

- ・発生日 平成30年11月16日（金曜日）
- ・当市場への出荷状況：最終と畜日、平成30年11月13日（2頭）
- ・市場閉鎖期間

	16日 (金)	19日 (月)	20日 (火)	21日 (水)	22日 (木)	23日 (金)	24日 (土)
と畜	牛、豚	×	×	×	牛	牛	牛、豚
せり	豚	×	×	豚	牛	×	×

- ・11月16日より家畜搬入自粛 → 11月21日より家畜搬入再開
この間に、「岐阜県食肉市場再開バイオセキュリティ要件」が作成
- ・バイオセキュリティ要件による対応期間：11/21PM～12/7
- ・11月17日(金)に「拡大豚コレラ疫学調査チーム(農林水産省、岐阜県)」によるヒアリング
- ・データ提供：厚生労働省、農林水産省、岐阜県生活衛生課あて
平成30年8月1日～11月15日のと畜検査データ（38頭）

岐阜市食肉地方卸売市場の対応

以下、11月16日AM3:00 岐阜県畜産課へ市場長が確認

1 16日(金)の対応

- ①現在市場内に係留中の牛・豚は通常どおり、と畜してよい。
- ②16日のセリは開催してよい。
ただし、・出入りする車両について消毒すること。
(市場正門のタイヤ消毒槽⇒家畜搬入後に洗車、
消毒⇒市場正門のタイヤ消毒槽⇒市場場外へ)
・新たな家畜の搬入は中止すること。
- ③市場内の消毒を作業終了後に実施予定

2 17日(土)以降の対応について

岐阜県がバイオセキュリティ要件を作成し、その要件を守る
ことができるなら市場再開できる。

検査所の対応

- ①「岐阜県食肉市場再開バイオセキュリティ要件」による対応
 - ・生体検査時の死亡豚及び異常豚発見時の対応
 - 家畜保健所への通報
 - 死亡豚と同一豚房の豚の体温測定 (体温異常時の家畜保健所への通報)
- ②と畜場法による対応
 - ・家畜保健所による豚コレラ検査 (PCR検査) 時の採血に伴う、豚枝肉頸部の炎症部位の割除
 - ・市場内防疫体制へのアドバイス
- ③豚コレラ拡大疫学調査チームヒアリング (11月17日)
- ④発生農場のデータ提供 (抽出作業)

③ 3例目:岐阜県畜産研究所(美濃加茂市)

- ・発生日:平成30年12月5日(水)
- ・最終と畜日:平成30年11月14日(水)(9頭)
- ・市場閉鎖期間:無し
- ・データ提供:厚生労働省、岐阜県生活衛生課あて
平成30年9月1日～11月30日のと畜検査データ(69頭)

⑤ 5例目:岐阜県農業大学校(可児市)

- ・発生日:平成30年12月15日(土)
- ・最終と畜日:平成30年7月11日(水)(1頭)
→ 国の調査対象期間内(9月以降)のと畜無し
- ・市場閉鎖期間:無し

⑥ 6例目:関市の豚一貫農場

- ・発生日:平成30年12月25日(火)
- ・最終と畜日:平成30年12月24日(月)(102頭)
- ・市場閉鎖期間

	25日(火)	26日(水)	27日(木)	12/28～ 1/3	1月4日(金)	7日(月)
と畜	豚	×	×	休場日	牛、豚	豚
せり	豚	豚	×	休場日	×	牛、豚

- ・12月25日から家畜の搬入制限 → 27日から家畜搬入制限解除
(家畜伝染病予防法第33条)
- ・バイオセキュリティ要件による対応期間:12/27～1/15
- ・データ提供:厚生労働省、岐阜県生活衛生課あて
平成30年9月1日～12月24日のと畜検査データ(3,806頭)

⑦ 7例目：各務原市の豚一貫農場 関連農場：本巢市の豚肥育農場

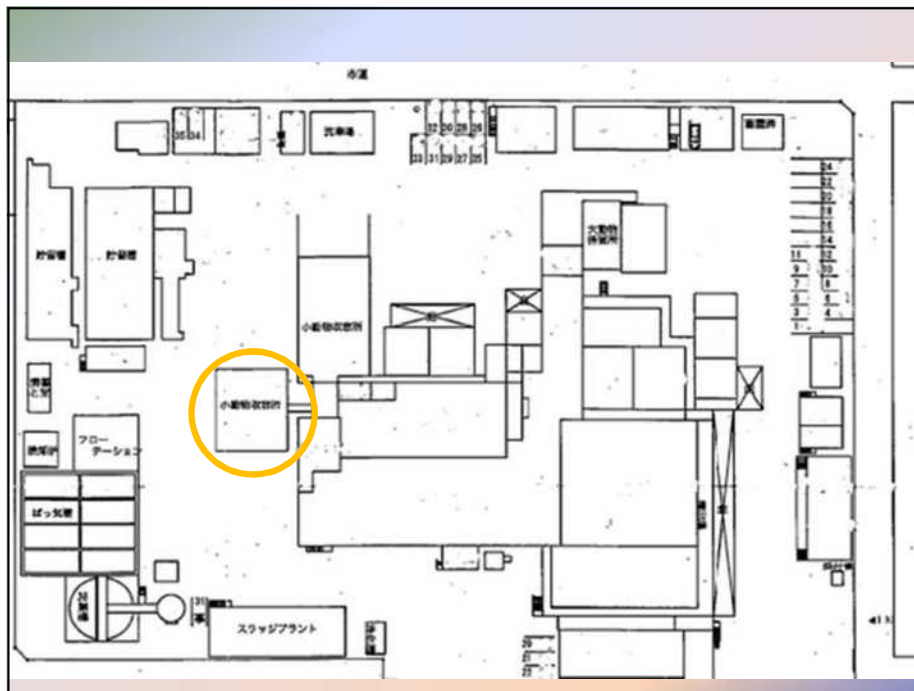
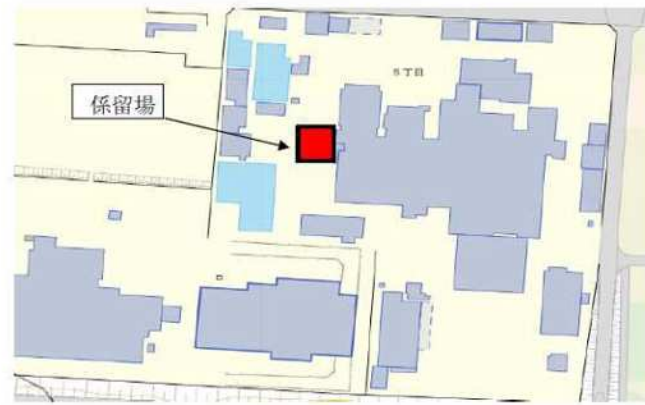
- ・発生日：平成31年1月29日（火）
- ・当市場への出荷状況
 - 当該農場（最終出荷日：平成31年1月28日→1月29日 17頭 市場内で殺処分）
 - 関連農場（最終と畜日：平成31年1月24日（21頭））：1月30日 C S F 検査陽性
- ・市場閉鎖期間

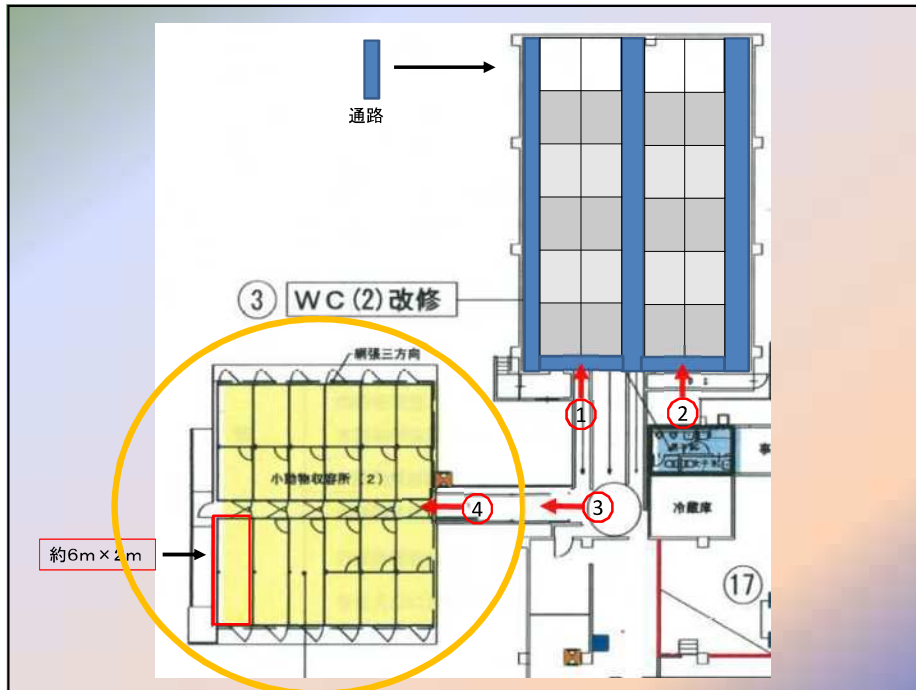
	29日(火)	30日(水)	31日(木)	2月1日(金)	4日(月)	2月5日(火)
と畜	豚	×	×	×	豚	豚
せり	豚	×	×	豚のみ	×	豚

⑦ 続き

- ・29日午前に184頭を、と畜（全頭と畜検査合格）
- ・29日午後～30日午前（市場内の疑似患畜を殺処分）
 - 150頭（当該農場：17頭、他農場出荷同居豚132頭
病畜棟 1頭）を殺処分
 - 当該農場へ搬出し埋却
- ・1月29日から家畜搬入制限 → 2月3日、家畜搬入制限解除
- ・バイオセキュリティ要件による対応期間：2/1～3/1
- ・データ提供：厚生労働省、岐阜県生活衛生課あて
 - 当該農場：平成31年1月1日～1月28日のと畜検査データ（289頭）
 - 関連農場：平成31年1月17日～1月28日のと畜検査データ（57頭）

<敷地図>





豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更（都道府県知事からの意見）

【第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定】		
タイトル	他の記載箇所と整合性を図るため、タイトルを「移動制限区域の設定」から「制限区域の設定」に修正する。	岩手県 御意見を踏まえ、そのように修正します。
移動制限区域の範囲	移動制限区域が3kmである場合は、(縮小されたことはよいと思うし、縮小された理由は理解できるが、農改等に説明するにあたって「3km」というのは何か算出根拠があるのか)	長野県 豚コレラウイルスの伝播力が口蹄疫ほど強くはな く、鳥インフルエンザと同等と考え、縮小して おりますが、3kmの根拠は、豚コレラの対応経 験の豊富なEUにおいて、3kmをプロテクショ ンゾーン(30日間の家畜、精肉、安産豚の移動 禁止)、10kmをサーベイランスゾーンとして いることを参考としています。
結果前の制限	移動制限区域について、「・・・ただし、動物衛生課と協議の上、判定前であっても豚コレラである可能性が高いと認められる場合には、判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。」とあるが、どういった場合を想定されているのか具体的に示していただきたい。	広島県 指針に示す臨床症状を示し、家畜が多数死亡 しているような場合は、PCR検査、蛍光抗体法 等の検査結果の判定前であっても豚コレラ の可能性が高いため、まん延防止のため、法 第32条に基づき、移動制限区域を設定する ことができます。
制限区域の設定方法	「移動制限の外縁の境界は・・・」とあるが、口蹄疫の防疫指針には「及び搬出制限区域の外縁の境界」も記載されている。この記述も必要なのではないか。また、搬出制限区域の境界にも消毒ポイントは必要ではないか。	神奈川県 愛知県 まん延防止のため、搬出制限区域の外縁の 境界にも消毒ポイントを設置する必要があります ので、御指針のとおり修正します。
と畜場等での発生	発生農場等からと畜場に出荷された豚、肉、内臓の取り扱いは、法第23条の汚染物品となるのか。	静岡県 と畜場の生体のうち、指針案の第5の2の(2) の基準に合致するものについては疑似患畜 となります。患畜・疑似患畜の判定前に と畜検査に合格している肉や内臓は汚染 物品には当たりません。
と畜場等での発生	家畜市場又はと畜場で発生した場合、出荷元農場を中心として移動制限区域を設定する必要があるが、搬出制限区域は設けないのか。	鹿児島県 家畜防疫上、搬出制限区域も必要です ので、御意見を踏まえ、「移動制限区域 及び搬出制限区域」と修正します。
移動制限区域内の家畜の と畜場への出荷	出荷豚の検査に蛍光抗体法があるが、出荷県で実施するのが、同一豚舎で死亡豚がいた場合のみなのか。	千葉県 留意事項において、出荷する畜舎ごと に頭検査し、死亡家畜がいる場合は、 最大3頭を死亡に家畜、残りを生体 とする旨記述しています。
移動制限区域内の家畜の と畜場への出荷	検査方法については、PCR検査のみの記載にしていきたい。	広島県 生体のみであればPCR検査となり ますが、死亡家畜がいる場合は、 頭検査を採材し、蛍光抗体法で 検査してください。

⑩10例目(県内8例目):瑞浪市の豚肥育農場

- ・発生日：平成31年2月19日（火）
- ・最終と畜日：平成31年2月6日（水）（48頭）
- ・市場閉鎖期間：無し
「岐阜県バイオセキュリティ要件」を確認したうえで、搬入、と畜、出荷を継続
データ提供：厚生労働省、岐阜県生活衛生課あて
平成31年1月8日～2月6日のと畜検査データ（680頭）

⑩11例目(県内9例目):山県市の豚一貫農場

- ・発生日：平成31年3月7日（木）
- ・最終と畜日：平成31年2月28日（木）（40頭）
- ・市場閉鎖期間：無し
「岐阜県バイオセキュリティ要件」を確認したうえで、搬入、と畜、出荷を継続
データ提供：厚生労働省、岐阜県生活衛生課あて
平成31年2月1日～3月6日のと畜検査データ（246頭）
農林水産省（拡大豚コレラ疫学調査チームあて）
（県からの依頼）
平成30年4月1日～平成31年3月6日のと畜検査データ（2,638頭）

⑩12例目(県内10例目):山県市の豚繁殖農場

- ・発生日:平成31年3月23日(土)
- ・最終と畜日:平成31年3月5日(火)(4頭)
- ・市場閉鎖期間:無し
「岐阜県バイオセキュリティ要件」を確認したうえで、
搬入、と畜、出荷を継続
- ・データ提供:厚生労働省、岐阜県生活衛生課あて
平成31年2月22日～3月22日のと畜検査データ(24頭)
※調査期間中に同一出荷者の別農場の豚のと畜が
あるが、データ提供依頼は発生農場のみを対象。

⑬20例目(県内13例目):恵那市の豚一貫農場

- ・発生日:平成31年4月17日(水)
- ・当市場へのお荷状況
最終と畜日:平成31年4月16日(火)(42頭)
最終出荷日:平成31年4月16日(火) → 4月17日(水)46頭 市場内で殺処分
- ・市場閉鎖期間: *24日(水)牛せり

	4月17日 (水)	18日(木)	19日(金)	20日(土)	21日(日)	22日(月)
と畜	豚	×	×	×	×	牛、豚
せり	豚	×	×	×	×	豚

- ・17日午前に66頭を、と畜(65頭と畜検査合格。1頭膿毒症により全部廃棄)

- ・ 17日午後17：35時～17日18:46（市場内の疑似患畜を殺処分）
68頭（当該農場51頭、他農場同居豚17頭）を殺処分
→ 当該農場へ搬出し埋却
- ・ 4月17日から家畜搬入制限 → 4月21日、家畜搬入制限解除
- ・ バイオセキュリティ要件による対応期間：4/18～/5/28(予定)
- ・ データ提供：厚生労働省、岐阜県生活衛生課あて
平成31年3月20日～4月16日のと畜検査データ（1,226頭）

⑭24例目（県内14例目）：山県市の豚一貫農場

- ・ 発生日：令和元年5月25日（土）
- ・ 最終と畜日：令和元年5月24日（金）（25頭）
- ・ 市場閉鎖期間：無し
「岐阜県バイオセキュリティ要件」を確認したうえで、搬入、と畜、出荷を継続
- ・ データ提供：厚生労働省、岐阜県生活衛生課あて
平成31年4月1日～5月24日のと畜検査データ（710頭）

⑮25例目（県内15例目）：山県市の豚肥育農場

- ・ 発生日：令和元年6月5日（水）
- ・ 最終と畜日：令和元年5月31日（金）（54頭）
- ・ 市場閉鎖期間：無し
「岐阜県バイオセキュリティ要件」を確認したうえで、搬入、と畜、出荷を継続
- ・ データ提供：厚生労働省、岐阜県生活衛生課あて
平成31年4月1日～6月4日のと畜検査データ（265頭）

⑲33例目(県内19例目) : 恵那市の豚一貫農場

- ・発生日：令和元年7月27日(土)
- ・最終と畜日：令和元年7月22日(月)(33頭)
- ・市場閉鎖期間：7月27日(土)に事業を停止。
「岐阜県バイオセキュリティ要件」を確認したうえで、
搬入(7月28日から)、と畜(7月29日から)、出荷
(7月29日から)を再開。
- ・データ提供：厚生労働省、岐阜県生活衛生課あて
令和元年6月1日～7月26日のと畜検査データ(284頭)

⑳38例目(県内20例目) : 揖斐川町の豚一貫農場

- ・発生日：令和元年8月17日(土)
- ・最終と畜日：令和元年8月13日(火)(繁殖豚3頭)
- ・市場閉鎖期間：8月17日(土)に消毒を実施。
「岐阜県バイオセキュリティ要件」を確認したうえで、
搬入(8月18日から)、と畜(8月19日から)、
出荷(8月19日から)を再開。
- ・データ提供：厚生労働省、岐阜県生活衛生課あて
2農場分の合算データ
令和元年6月1日～8月16日のと畜検査データ(1,322頭)

現在の食肉市場の対応

(「岐阜県食肉市場再開バイオセキュリティ要件」により対応)

- ①岐阜県PCO協会へ委託
 - ・正門における家畜搬入車両の消毒(AM7:00～PM9:00)
- ②農林部職員による対応
 - ・家畜搬入車両の市場入場時の記録
 - ・家畜搬入時の立ち合い：農林部職員
死亡豚、起立不能等の異常豚発見時に家畜保健所への通報
家畜搬入後の消毒
 - ・市場内の消毒：農林部職員
1日3回
*土曜日(生体の搬入の無い日)は消毒なし。
*日曜日(月曜と畜のための前日搬入のある日)は2回/日
1回目：昼過ぎに一度消毒
2回目：その日の生体の搬入がすべて終了後
- ③予防的ワクチン接種に関する対応
 - ・令和元年11月14日(木)、国(17:00～)及び県(15:30～)による査察。
交差汚染防止対策が講じられたことが確認され、ワクチン
接種豚受け入れと畜場として認可。
11月15日(金)より、ワクチン接種豚のと畜を開始。

④ 予防的ワクチン接種実施に関する対応

- ・ 10月25日から岐阜県内において予防的ワクチン接種開始。ワクチン接種豚は背中に赤いVの標識。
- ・ ワクチン後20日間は出荷を控える旨、厚労省から通知あり。
- ・ ワクチン接種日の翌日を1日目とし20日間経過後21日目からと畜OKとする（岐阜県の対応と統一）。ただし、前日搬入はOK。10月25日接種豚は、11月15日からと畜OK（11月14日搬入OK）。
- ・ ワクチン接種の有無にかかわらず、出荷前概ね2か月間の治療歴は申告必要。今回のワクチン接種に関する申告は、接種時に作成するワクチン接種台帳のコピーに、必要事項（出荷者及び出荷豚がわかるような情報）を追記し提出されれば、申告書の代わりとして認めることとした。（申告書は県様式やその他の様式を使用してもOKとした）

(参考) 岐阜県食肉市場再開バイオセキュリティ要件

岐阜市食肉地方卸売市場(H31.2月)

1 運搬車両関連

- (1)家畜の搬入時は、と畜場管理者又は県職員が立ち会い、家畜所有者名・運転者名・トラックの入出時間を記録。搬出制限区域内の豚の運搬車両は、消毒ポイントの通過歴を記録。
- (2)市場へ搬入ごとに入口ですべてのトラックの洗浄、消毒。豚の搬入完了後及び市場退場時において、車両洗浄場所ですべてのトラックの洗浄、消毒。
- (3)食肉市場敷地内の出荷車両が通過する場所については、毎日消毒。
- (4)運搬車両消毒槽については、常に消毒液が満水であることを確認。

2 運転手関連

運搬車両運転手に、下記を徹底。

- ①運転時の長靴とは別に、と畜場専用長靴を持参。
- ②市場内で降車する場合は、と畜場専用長靴に履き替え、運転時と明確に区別。
- ③と畜場専用長靴は(専用トレーに置くなど)車内に直置きしない。
- ③市場入口にて長靴を消毒(専用コンテナ)後に受付。
- ④作業に入る前に、専用の服、使い捨て手袋の着用。
- ⑥運転手が係留所へ入る際の入り口は、トラックの大きさごとに限定。
- ⑦退場の際は、と畜場専用長靴を消毒。
- ⑧搬入ごとに、洗濯済みの専用の服を着用。
- ⑨上記の遵守状況を記録し、と畜管理者へ提出。

3 施設関連

- (1) ①午前の搬入完了後
②セリ(枝肉)のトラック搬出完了後
③午後の搬入完了後
ごとに、運搬車両が通過した通路の洗浄・消毒。
- (2)豚の搬入は1農家ごと消毒。搬入完了後、豚搬入口(豚を下す場所)の洗浄・消毒。
- (3)豚の係留所は毎日、洗浄・消毒。
- (4)トラック荷台の敷料置き場(糞便含む)の周辺を、毎日、洗浄・消毒。敷料置き場は夜間カーテンで被覆。(可能な限り荷台の敷料は用いない。輸送中に出た糞便は浄化槽へ。)
- (5)搬入者は、上記の実施状況を記録・提出。と畜場管理者はこの記録を確認・保管。
- (6)再開する時は施設全体を消毒。

4 搬入個体関連

搬入時に豚の異常が認められた場合、作業を中止し、速やかに中央家畜保健衛生所に通報し、指示に従う。

5 その他

(1)牛についても本要件に準ずる。

(2)と畜場において監視対象農場の豚で異常があった場合の対応は別添のとおり。

岐阜市食肉地方卸売市場において監視対象農場の豚で異常があった場合の対応

(別添)のと畜場内での要旨

【と畜場での対応】

・市場は、と畜場で豚の異常を確認した場合、家保へ直ちに連絡

【死亡豚があった場合】

(周囲の豚)

- ・臨床症状確認、体温測定(岐阜市又は家保対応)
- ・発熱があれば採血、白血球数測定(家保立入・採材)
- ・異状なければと畜

(死亡豚)

- ・家保にて剖検

【異常豚があった場合】

- ・当該及び周囲の豚の臨床症状確認、体温測定(岐阜市又は家保対応)
- ・発熱があれば採血、白血球数測定(家保立入・採材)
- ・異状なければと畜

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針(一部抜粋) 令和2年2月5日改正

ワクチン接種プログラム関連

【接種農場の出荷先となると畜場】

法第6条の命令の対象の区域を定めるに当たっては、都道府県は予め、当該区域内における飼養頭数、飼養農場の豚の移動先（出荷農場、出荷先のと畜場）の把握を行うこととする。その際、接種区域内の豚の移動先に、接種区域外のと畜場が含まれる場合には、出荷元となる都道府県は、と畜場の所在する都道府県に**交差汚染防止対策が講じられていることを確認**する。

【主な関係法令等】

- ・ 家畜伝染病予防法
- ・ 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針
- ・ 岐阜県豚コレラ防疫対策要領
- ・ 岐阜県監視対象農場検査プログラム
- ・ 岐阜県食肉市場再開バイオセキュリティ要件
(岐阜市食肉地方卸売市場)
- ・ 岐阜市家畜伝染病防疫対策本部要綱

ワクチン接種豚の対応

豚コレラワクチン接種豚への標識について

(参考)

- 豚コレラワクチンを接種した豚等をと畜場や他農場へ輸送するためには全頭への標識の塗装が義務です。
- 標識は、豚等の背部に蛍光ピンク又は蛍光赤のスプレー等で「V」の字の形に、輸送する前(輸送車への積み込み時又は積み込みの直前を推奨)に塗装してください。
- 標識は、背部であれば、頭側、尻側等のどこに塗装しても構いません。

○ 標識を付す場所(赤枠内)



○ 標識の例



○ 塗装の方法

- ・「V」の字の上部を豚の頭側にして塗装します。
- ・可能な限り、左右対称な「V」としてください。

死亡豚発生に伴う確認検査について

実施日 ○月×日 (月) 7:15

出荷者	○農場	0番マスに係留(肥育豚)
死亡豚の状況	眼出血(輸送に伴うものと思われる) 耳、鼻先 チアノーゼ	

同居豚(肥育豚)	32頭					豚房No.21. 22. 31
	豚1	豚2	豚3	豚4	豚5	
体温	36. 2℃	35. 5℃	36. 2℃	36. 4℃	36. 0℃	

同居豚(大貴)	1頭	
同居豚	豚大貴1	
体温	36. 3℃	

死亡豚発生に伴う確認検査について

実施日 □月△日 (木) 16:00

出荷者	△農場	搬送トラック内
死亡豚の状況	肥育豚(去) 伏臥の状態死亡。積み込み時から歩行困難。重度の尾咬傷。頭部～首～腹部(下側のみ)軽度のチアノーゼ 繁殖豚(雌) 横臥の状態死亡。積み込み時は元気。蒼白、チアノーゼは無し	

同居豚	豚1	豚2	豚3	豚4	豚5
体温	39. 8℃	39. 9℃	40. 9℃	40. 3℃	40.0℃

* 数値は体温(直腸温)
* 搬入柙内で検温(〇〇)

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針(一部抜粋)

ワクチン接種プログラム関連

【接種農場の出荷先となると畜場】

法第6条の命令の対象の区域を定めるに当たっては、都道府県は予め、当該区域内における飼養頭数、飼養農場の豚の移動先(出荷農場、出荷先のと畜場)の把握を行うこととする。その際、接種区域内の豚の移動先に、接種区域外のと畜場が含まれる場合には、出荷元となる都道府県は、と畜場の所在する都道府県に**交差汚染防止対策が講じられていることを確認**する。

まとめ

【準備しておくこと】

- ・ 常に、国の通知、他自治体の対応情報等確認
- ・ 家保等との情報交換
- ・ 食肉市場再開バイオセキュリティ要件の検討(交差汚染対策)
- ・ 検査所内での検査員同士での情報共有
- ・ 家保、上司への報告手段(夜間など)、どの程度(どの段階)
- ・ 国の調査等データの抽出方法、手順
- ・ 他の家畜伝染病が発生した場合の機動演習
(と畜業者との日ごろからの信頼づくり、コミュニケーション)
- ・ 人が行うことは必ず間違いが起こる可能性がある
→と畜場では発生を想定したマニュアル作り・演習が必要
定期的に見直すことが必要(常に危機感を持つ)

第 6 章 付 表

1 岐阜市食肉地方卸売市場概要

(1) 概 要

ア 位 置	岐阜市境川5丁目148番地		
イ 敷地面積	21,879.93 m ²		
ウ 建物面積	7,814.73 m ²		
エ 能 力	と畜処理能力(1日)	大動物 75頭	小動物 600頭
	汚水処理能力(日量)	1,500m ³	
	冷蔵能力(小動物に換算)	1,050頭	
	汚泥脱水能力	4,000kg	
	収容能力	大動物 115頭	小動物 560頭
オ 建築年月日	昭和42年11月 岐阜市食肉センターとして竣工		
カ 建築物			

名 称	面 積	備 考
1. 本 館 棟	4,105.78 m ²	大動物と室 小動物と室 冷蔵庫 懸肉室兼せり場
2. 事 務 棟	381.60 m ²	大動物解体室 小動物解体室
3. 控 室 棟	132.46 m ²	内臓処理室 枝肉処理場
4. 作 業 員 控 室	64.80 m ²	大動物係留所 小動物収容所
5. 調 理 師 控 室	64.80 m ²	市管理事務所 関係事務所
6. 現 業 員 控 室	39.58 m ²	管理人住宅 買受人控室
7. 倉 庫	48.60 m ²	会議室
8. 病 畜 と 室	50.00 m ²	
9. 焼 却 炉 上 屋	98.99 m ²	
10. 洗 車 場	64.00 m ²	
11. 汚 水 浄 化 槽	1,942.40 m ²	
12. ブ ロ ア ー 室	49.17 m ²	
13. 汚 泥 処 理 場	173.00 m ²	
14. ポ ン プ 室	9.00 m ²	
15. 廃 棄 物 処 理 棟	59.42 m ²	
16. お が く ず 置 場	30.00 m ²	
17. 受 付 棟	4.53 m ²	
18. 冷 蔵 庫 棟	496.60 m ²	

キ 機 構

- 岐 阜 市 施設の維持管理及び業務の指導監督
食肉検査(岐阜市保健所食肉衛生検査所)
- 卸 売 業 者 株式会社 岐阜県畜産公社(荷受機関)
授權資本金 5,200万円 払込済資本金 4,950万円
県 700万円 市 700万円 全農 1,350万円 県信連 400万円
県食肉連 1,700万円 県家畜商組合 100万円
岐阜県卸売市場条例に基づき、市場を通じ食肉の委託販売を行う機関で
あり、食肉の販売代金を基準とする手数料を収受し業務を運営する者
- 買 受 人 市長の承認を受け、本市場でのせり売りに参加し食肉の買受けをする者
- 付 属 営 業 人 市長の承認を受け、本市場での市場業務に附帯した業務を行う者
- 日 本 食 肉 協 会 牛、豚の枝肉の規格格付けを行う者